

中種子町 地域防災計画

令和8年3月



中種子町防災会議

目 次

第 1 編 総則編

第 1 節	計画の目的等	1
第 2 節	防災機関の業務の大綱	5
第 3 節	防災の基本方針	12
第 4 節	中種子町の地域特性及び災害特性	14
第 5 節	町の上位計画・関連計画	23
第 6 節	災害の想定	27
第 7 節	地震等防災・減災対策の目標	69

第 2 編 一般災害対策編

第 1 章 災害予防

<災害に強い施設等の整備>

第 1 節	土砂災害等の防止対策の推進	71
第 2 節	河川災害・高潮災害等の防止対策の推進	76
第 3 節	防災構造化の推進	78
第 4 節	建築物災害の防災対策の推進	81
第 5 節	公共施設の災害防災対策の推進	82
第 6 節	防災研究の推進	84

<迅速かつ円滑な災害応急対策への備え>

第 7 節	防災組織の整備	85
第 8 節	通信・広報体制（機器等）の整備	87
第 9 節	気象観測体制の整備, 観測資料の活用	89
第 10 節	消防体制の整備	90
第 11 節	避難体制の整備	93
第 12 節	救助・救急体制の整備	102
第 13 節	交通確保体制の整備	104
第 14 節	輸送体制の整備	107
第 15 節	医療体制の整備	109
第 16 節	その他の災害応急対策事前措置体制の整備	112
第 17 節	複合災害対策体制の整備	118

<住民の防災活動の促進>

第 18 節	防災知識の普及・啓発	119
第 19 節	防災訓練の効果的実施	123
第 20 節	自主防災組織の育成強化	126
第 21 節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	129
第 22 節	防災ボランティアの育成強化	130

第23節	企業防災の促進	132
第24節	要配慮者の安全確保	133

第2章 災害応急対策

<活動体制の確立>

第1節	応急活動体制の確立	137
第2節	情報伝達体制の確立	148
第3節	救助法の適用及び運用	150
第4節	広域応援体制	156
第5節	自衛隊の災害派遣要請	159
第6節	技術者, 技能者及び労働者の確保	164
第7節	ボランティアとの連携等	166

<警戒避難期の応急対策>

第8節	気象警報等の収集・伝達	167
第9節	災害情報・被害情報の収集・伝達	178
第10節	広報	186
第11節	河川災害・土砂災害等の防止対策	190
第12節	消防活動	192
第13節	避難の指示, 誘導	194
第14節	救助・救急	207
第15節	交通確保・規制	209
第16節	緊急輸送	214
第17節	緊急医療	218
第18節	要配慮者への緊急支援	221

<事態安定期の応急対策>

第19節	避難所の運営	225
第20節	食料の供給	228
第21節	応急給水	231
第22節	生活必需品の給与	233
第23節	医療	237
第24節	感染症予防, 食品衛生, 生活衛生対策	239
第25節	動物保護対策	242
第26節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	243
第27節	行方不明者の捜索, 遺体の処理等	247
第28節	住宅の供給確保	250
第29節	文教対策	254
第30節	義援金・義援物資等の取扱い	257
第31節	農林水産産業災害の応急対策	258

<社会基盤の応急対策>

第32節	電力施設の応急対策	260
------	-----------	-----

第33節	ガス施設の応急対策	262
第34節	上水道施設の応急対策	265
第35節	電気通信施設の応急対策	267
第36節	道路・河川等公共施設の応急対策	268

第3章 特殊災害

第1節	海上災害対策	269
第2節	空港災害対策	274
第3節	道路事故対策	277
第4節	危険物等災害対策	280
第5節	林野火災対策	285

第4章 災害復旧・復興

<公共土木施設等の災害復旧>

第1節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	291
第2節	激甚災害の指定	293

<被災者の災害復旧・復興支援>

第3節	被災者の生活確保	294
第4節	被災者への融資措置	304

第3編 地震・津波災害対策編

第1章 災害予防

<津波災害予防の基本的な考え方>

第1節	総合的な津波対策のための基本的な考え方	315
第2節	過去に遡った津波の想定	315
第3節	津波想定に係る留意点	315

<津波災害に強い地域づくり>

第4節	津波災害防止対策の推進	317
-----	-------------	-----

<地震・津波災害に強い施設等の整備>

第5節	土砂災害・液状化等の防止対策の推進	321
第6節	防災構造化の推進	323
第7節	建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・耐震改修の促進等）	324
第8節	公共施設等の災害防止対策の推進	326
第9節	危険物災害等の防止対策の推進	329
第10節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	330
第11節	地震・津波防災研究の推進	331

<迅速かつ円滑な災害応急対策への備え>

第12節	防災組織の整備	332
第13節	通信・広報体制（機器等）の整備	333
第14節	地震・津波等観測体制の整備	334

第15節	消防体制の整備	335
第16節	避難体制の整備	335
第17節	救助・救急体制の整備	336
第18節	交通確保体制の整備	338
第19節	輸送体制の整備	338
第20節	医療体制の整備	338
第21節	その他の災害応急対策事前措置体制の整備	338
第22節	複合災害対策体制の整備	338

<住民の防災活動の促進>

第23節	防災知識の普及・啓発	339
第24節	防災訓練の効果的実施	339
第25節	自主防災組織の育成強化	340
第26節	住民及び事業者による地区内の防災活動の促進	341
第27節	防災ボランティアの育成強化	341
第28節	企業防災の促進	341
第29節	要配慮者の安全確保	341

第2章 災害応急対策

<活動体制の確立>

第1節	応急活動体制の確立	343
第2節	情報伝達体制の確立	344
第3節	災害救助法の適用及び運用	344
第4節	広域応援体制	344
第5節	自衛隊の災害派遣	345
第6節	技術者、技能者及び労働者の確保	345
第7節	ボランティアとの連携等	345

<初動期の応急対策>

第8節	地震情報・津波警報等及び津波情報等の収集・伝達	346
第9節	災害情報・被害情報の収集・伝達	363
第10節	広報	364
第11節	消防活動	367
第12節	危険物の保安対策	367
第13節	河川災害・土砂災害等の防止対策	368
第14節	避難の指示、誘導	370
第15節	救助・救急	372
第16節	交通確保・規制	372
第17節	緊急輸送	372
第18節	緊急医療	372
第19節	要配慮者への緊急支援	372

<事態安定期の応急対策>

第20節 避難所の運営	373
第21節 食料の供給	373
第22節 応急給水	373
第23節 生活必需品の供与	374
第24節 医療	374
第25節 感染症予防, 食品衛生, 生活衛生対策	374
第26節 動物保護対策	374
第27節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	375
第28節 行方不明者の捜索, 遺体の処理等	375
第29節 住宅の供給確保	375
第30節 文教対策	375
第31節 義援金・義援物資等の取扱い	376
第32節 農林水産業災害の応急対策	376

<社会基盤の応急対策>

第33節 電力施設の応急対策	377
第34節 ガス施設の応急対策	377
第35節 上水道施設の応急対策	377
第36節 電気通信施設の応急対策	378
第37節 道路・河川等の公共施設の応急対策	378
第38節 空港施設の応急対策	378

第3章 災害復旧・復興

<地域の復旧・復興の基本的方針の決定>

第1節 被害が比較的軽い場合の基本的方向	380
第2節 被害が甚大な場合の基本的方向	380

<迅速な現状復旧の進め方>

第3節 復旧にあたっての基本方針	381
第4節 復旧事業の推進	381
第5節 事業計画の種別	383

<計画復興の進め方>

第6節 復興計画の作成	384
第7節 計画策定にあたっての理念	384
第8節 防災まちづくり	384

<公共土木施設等の災害復旧>

第9節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	385
第10節 激甚災害の指定	385

<被災者等の災害復旧・復興支援>

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	総則	387
第2節	南海トラフ地震発生時の活動体制の確立	389
第3節	関係者との連携協力の確保	390
第4節	津波からの防護, 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	391
第5節	時間差発生時における円滑な避難の確保等	397
第6節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	408
第7節	防災訓練計画	410
第8節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	411

第1編 総則編

第1節 計画の目的等

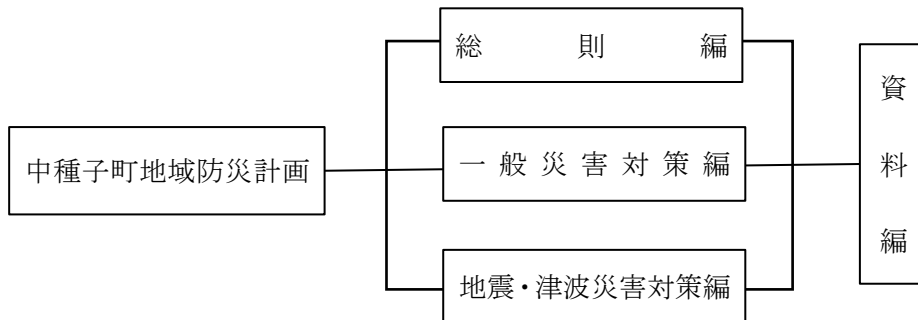
第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、中種子町防災会議が作成する計画であって、町、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・関係機関と連携した復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2 計画の性格（その他の法令に基づく計画との関係）

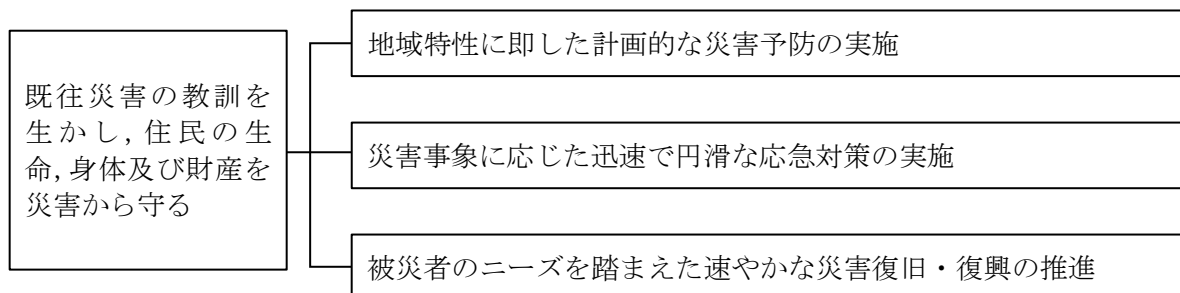
中種子町地域防災計画は、中種子町の防災計画全体の基本的な考え方や枠組みを示す「総則編」に加え、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、地震・津波災害に係る「地震・津波災害対策編」の対策編3編と資料編から構成される。

また、本計画は、町域の一般災害対策に関する基本計画であり、鹿児島県地域防災計画と抵触することがないよう緊密に連携を図ったものである。



第3 計画の理念と方針

本町は、東は太平洋、西は東シナ海に面しており、自然条件からみて台風、高潮、地震、津波等による被害を受けやすく、これらの災害防止と住民の安全を守ることは町の基本的な責務であり、防災関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて万全を期さなければならない。早急かつ安全な対策の樹立については、本町の現況に即し、総合的、長期的視野に立った防災対策の計画的推進を図る。町の地域特性や過去の災害の経験等を踏まえ、「既往災害の教訓を生かし、住民の生命、身体及び財産を災害から守る」という鹿児島県の防災施策上の基本理念に習い、この理念に基づく施策の基本方針を以下のように体系化する。



なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

本計画では、これらの防災対策の基本理念及び基本方針を「計画の理念」として位置付ける。基本方針の概要は、概ね以下のとおりである。

1 地域特性に則した計画的な災害予防の実施

町は離島に位置し、東西に海岸線を有し、北部に山間部が多い等の地域特性があるため、風水害や土砂災害、地震・津波等により孤立するおそれがある地域が存在するなど、一旦災害が発生すると様々な被害が生じ、住民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に即し、災害時の被害を最小限にとどめるため、防災施設等の整備事業等の施策を第一に推進し、併せて、災害発生時の応急対策に備えるための施策と住民の防災活動を促進するための施策を推進するものとする。

また、施策の推進にあたっては、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性も認識し、適宜、地域防災計画等を見直すとともに、施策の充実に努めるものとする。

2 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害が発生した場合、被害の程度や状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集・伝達、各種防災対策の意志決定にあたっての様々な障害・制約が予想され、住民に対する救援活動が立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し、災害による人命危険の解消等の活動を実施する必要がある。

また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、住民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め、社会基盤の早期の応急復旧に努めるものとする。

なお、災害対応は行政機関や住民、関係機関等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割に応じた対策を推進するものとする。

3 被災者の実情を踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者の実情等を踏まえた災害復旧・復興施策を推

進するとともに各種制度等を効果的に活用し、住民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努める。

第4 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則編に続いて、第2編を一般災害対策編、第3編を地震・津波対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、本計画に必要な関係資料等を資料編として掲げた。

第1編 総則	第1章 計画の目的等 第2章 防災関係機関の業務大綱 第3章 防災の基本方針 第4章 中種子町の地域特性および災害特性 第5章 町の上位計画 第6章 災害の想定 第7章 地震等防災・減災対策の目標
第2編 一般災害対策編	第1章 災害予防 第2章 災害応急対策 第3章 特殊災害対策 第4章 災害復旧・復興
第3編 地震・津波災害対策編	第1章 災害予防 第2章 災害応急対策 第3章 災害復旧・復興 第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画
資料編	

第5 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正するものとする。

第6 計画の周知

本計画の内容は、町職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

第7 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

また、「自助」「共助」「公助」の連携・協働による防災対策について、住民、事業者、自主防災組織、町、県、防災関係機関等が連携を図りながら、一体となって本計画の効果的な推進を図る。

第 1 編 総則編
第 1 節 計画の目的等

第 8 用語

本計画において、次節以降に掲げる用語の意味はそれぞれ以下のとおりとする。

No	用語	定義
1	基本法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
2	救助法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
3	津波法	津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）をいう。
4	特措法	南海トラフ地震に係る防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）をいう。
5	町	中種子町をいう。
6	県	鹿児島県をいう。
7	町防災計画	災害対策基本法第 42 条に基づき、中種子町防災会議が作成した、中種子町地域防災計画をいう。
8	県防災計画	災害対策基本法第 40 条に基づき、鹿児島県防災会議が作成した鹿児島県地域防災計画をいう。
9	推進計画	南海トラフ地震に係る防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条に基づき、指定された南海トラフ地震防災対策推進地域が、同法第 5 条第 2 の規定に基づき定める推進計画をいう。
10	推進基本計画	南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年中央防災会議）をいう。
11	町災害対策本部	災害対策基本法第 23 条の 2 に基づき設置する中種子町災害対策本部をいう。
12	県災害対策本部	災害対策基本法第 23 条に基づき設置する鹿児島県災害対策本部をいう。
13	本部長	中種子町災害対策本部長をいう。
14	県本部長	鹿児島県災害対策本部長をいう。
15	消防本部	熊毛地区消防組合をいう。
16	防災関係機関	県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
17	消防署	熊毛地区消防組合中種子分遣所をいう。
18	消防団	中種子町消防団をいう。
19	要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者をいう。
20	避難行動要支援者	要配慮者のうち災害発生時避難等において特に支援を要する者をいう。

第2節 防災関係機関の業務の大綱

本節は、中種子町及び鹿児島県並びに町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第1 町

町は、基礎的な地方公共団体として、町及び住民の生命、身体並びに財産を災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方自治体の協力を得て、防災活動を実施する。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 中種子町防災会議に係る事務に関する事。
(2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。
(3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
(4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。
(5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関する事。
(6) 被災した町管理施設の応急対策に関する事。
(7) 災害時における文教、保健衛生対策に関する事。
(8) 災害時における交通輸送の確保に関する事。
(9) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関する事。
(10) 被災施設の復旧に関する事。
(11) 町内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関する事。
(12) 災害対策に係る広域応援協力に関する事。
(13) その他、災害対策に必要な事務又は業務に関する事。

第2 県

鹿児島県は、町及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を支援し、また、これらを総合調整するとともに、災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ町に対し必要な防災上の指示、勧告を行う。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関する事。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。 (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。 (5) 被災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関する事。 (6) 被災した県管理施設の応急対策に関する事。 (7) 災害時の文教、保健衛生対策に関する事。 (8) 災害対策要員の供給、あっせんに関する事。 (9) 災害時における交通輸送の確保に関する事。 (10) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関する事。 (11) 被災施設の復旧に関する事。 (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関する事。 (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関する事。

第3 鹿児島県警察

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
鹿児島県警察	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関する事。 (2) 災害時における社会秩序の維持及び交通に関する事。 (3) 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関する事。 (4) 被災者の救出救助及び避難の指示・誘導に関する事。 (5) 交通規制・交通管制に関する事。 (6) 死体の見分・検視に関する事。 (7) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関する事。 (8) その他防災に関し、県警察の所掌すべき事。

第 4 消防本部

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
熊毛地区消防組合	(1) 中種子町地域防災計画の作成への協力に関する事 (2) 中種子町防災会議委員への就任及び当該会議への参加に関する事 (3) 防災に係る施設, 組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事 (4) 災害に係る情報の収集, 伝達及び被害調査に関する事 (5) 災害の防御と拡大の防止に関する事 (6) 被災施設の復旧に関する事 (7) その他, 災害対策に必要な事務又は業務に関する事

第 5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は, その組織及び機能の全てをあげて, 町及び県が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州農政局 鹿児島県農政 事務所	(1) 農地, 農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに応急復旧に関する事 (2) 災害時における応急食料の調達・供給対策に関する事 (3) 農業に係る防災, 災害応急対策及び災害復旧に係る指導調性並びに助言に関する事 (4) 主要食料の安定供給対策に関する事 (5) その他防災に関し農政局の掌握すべき事
九州森林管理局 屋久島森林管理署	(1) 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関する事 (2) 国有保安林, 保安施設等の保全に関する事 (3) 災害応急対策用木材 (国有林) の需要に関する事 (4) その他防災に関し森林管理局の掌握すべき事
九州運輸局 鹿児島運輸支局	(1) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関する事 (2) 被災者, 救済用物資等の輸送調整に関する事 (3) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため, 船舶運送事業者に協力要請を行う事 (4) 港湾荷役の確保のため, 港湾運送事業者に協力要請を行う事 (5) 船舶運航事業者に対する航海命令に関する事 (6) 港湾運送事業者に対する公益命令に関する事 (7) その他, 防災に関し運輸局の所掌すべき事
九州地方整備局 西之表港湾事務所	(1) 港湾, 海岸災害対策に関する事 (2) 高潮, 津波災害等の予防に関する事

第1編 総則編
第2節 防災関係機関の業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	(3) 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施 (4) その他, 防災に関し整備局の所掌すべきこと。
大阪航空局 鹿児島空港事務所	(1) 航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関すること。 (2) 航空機の運航に係る情報の収集及び提供に関すること。 (3) 航空機による代替輸送に関すること。 (4) 被災者, 救済用物資等の輸送調整に関すること。 (5) その他, 防災に関し空港事務所の所掌すべきこと。
福岡管区气象台 鹿児島地方气象台	(1) 気象, 地象, 水象の観測及びその成果の収集, 発表を行うこと。 (2) 気象, 地象(地震にあつては, 発生した断層運動による地震動に限る), 水象の予報・警報等の防災情報の発表, 伝達及び解説を行うこと。 (3) 気象業務に必要な観測, 予報及び通信施設の整備に努めること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 (5) 防災気象情報の理解促進, 防災知識の普及啓発に努めること。
第十管区海上保安部 種子島海上保安署	(1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関すること。 (2) 警報等の伝達に関すること。 (3) 情報の収集に関すること。 (4) 海難救助等に関すること。 (5) 排出油等の防除に関すること。 (6) 海上交通安全の確保に関すること。 (7) 治安の維持に関すること。 (8) 危険物の保安措置に関すること。 (9) 緊急輸送に関すること。 (10) 物資の無償貸付又は譲与に関すること。 (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 (12) 警戒区域の設定に関すること。 (13) その他防災に関し, 海上保安部の掌握すべきこと。

第 6 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第 12 普通科連隊, 海上自衛隊第 1 航空群, 航空自衛隊西部航空警戒管制団	(1) 人命救助, 消防, 水防, 救助物資, 道路の応急復旧, 医療, 感染症予防, 給水等のほか災害通信の支援に関する事。 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべき事。

第 7 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は, その業務の公共性又は公益性に鑑み, 県及び市町村が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (各郵便局)	(1) 災害時における郵政業務の確保に関する事。 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特性事務取扱い及び援護対策に関する事。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災者あて救助用郵便物の料金免除 エ 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い オ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 カ 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除 キ 郵政公社医療機関による医療救護活動 ク 災害ボランティア口座 (3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関する事。
N T T 西日本株式会社 (鹿児島支店)	災害時における電気通信サービスの確保に関する事。
日本赤十字社 (鹿児島県支部)	(1) 災害時における医療救護等に関する事。 (2) 災害におけるこころのケアに関する事。 (3) 救援物資の備蓄と配分に関する事。 (4) 災害時の血液製剤の供給に関する事。 (5) 義援金の受付に関する事。 (6) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関する事。 (7) 災害時の外国人の安否調査に関する事。
日本放送協会及び放送関係機関	(1) 気象予警報, 災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関する事。

第1編 総則編
第2節 防災関係機関の業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	(2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関する こと。
電力供給機関 九州電力株式会社 熊毛営業所	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
自動車運送機関 (日本通運株式会 社, 公益社団法人 鹿児島県バス協 会, 公益社団法人 鹿児島県トラック 協会等)	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力 に関すること。
海上輸送機関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関すること。
ガス供給機関	(1) ガス施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
鹿児島県医師会 熊毛地区医師会	災害時における助産, 医療救護に関すること。
鹿児島県歯科医師会 熊毛郡歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関すること。 (2) 身元確認に関すること。
鹿児島県薬剤師会 熊毛薬剤師会	災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
鹿児島県看護協会	災害看護に関すること。
鹿児島県建設業界	(1) 公共土木施設の被害情報の収集に関すること。 (2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。

第 8 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
種子屋久農業協同組合	(1) 被災農家の農作物災害復旧用肥料及び農薬の確保融資に関すること。 (2) 被災農家に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
種子島漁業協同組合	(1) 漁船遭難防止の対策に関すること。 (2) 被災漁家に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
中種子町商工会	(1) 被災者に対する衣料, 食料の融資及びあっせんに関すること。 (2) 被災会員等に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
種子島森林組合	(1) 森林及び原野に関する災害予防対策に関すること。 (2) 災害対策に必要な資材の払下げに関すること。
中種子町土地改良区	(1) 農業用たん水防除施設等の整備及び防災管理に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。
中種子町社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 救援ボランティアに関すること。
病院等経営者	(1) 防災に関する施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 (3) 被災負傷者等の収容保護に関すること。 (4) 災害時における医療, 助産等の救護に関すること。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社会福祉施設経営者	(1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における施設入所者の避難誘導に関すること。
金融機関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理, 応急対策及び災害復旧に関すること。

第3節 防災の基本方針

第1 防災の方針

「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。災害時には、近隣の負傷者、要配慮者及び観光客等を助け、避難所の運営の協力、あるいは県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災活動に寄与することが求められる。

災害による被害を減らすためには、「自助・共助・公助」の連携が大切であり、このため町は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

第2 風水害

本町における風水害については、地球温暖化の影響でもあり季節を問わず大雨の頻度が増している。また、海岸部においては、台風時の高潮にも十分注意する必要がある。特に台風が種子島の西方海上を北上している場合は、東方海上を通過する場合に比べて風雨が強い傾向があるので、十分警戒しなくてはならない。

また、梅雨期と台風に伴う一時的な豪雨により災害を起こしやすい状況にあるため、山間部も含め、河川堤防の洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等での被害に注意する必要がある。そのため、今後の開発計画、森林伐採計画については、防災の視点にたった検討を行うことをはじめ、予防治山や河川工事の促進などについて関係機関、関係団体との協議を深め、住民の生命と財産を保護するという認識に立って総合的な施策を推進する。また、災害時にあっては、防災行政無線等を活用し、災害対策本部から避難等についての的確な指示を送り、被害を最小限にとどめるように努める。

第3 火災

火災については、住民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきている。建築物については、耐火構造物が増加しているものの、住宅密集地は大部分が木造家屋のため、大火によって大きな損害を受けることも予想される。火災を未然に防止するため、住民の火災予防思想の高揚に努めるとともに、地域の実情に応じて、自主防災組織の育成を進め、将来的な連携体制の確立を目指す。消防力の充実強化については、熊毛地区消防組合消防計画により消防施設及び装備の充実に努めるとともに、消防団員の研修及び訓練の強化に努める。

第4 地震

本町は、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されており、政府の地震調査研究推進本部の長期評価において南海トラフ巨大地震の今後 30 年以内の発生率は 60～90%程度以上の最も高いⅢランクであり、いつ起きてもおかしくない状況であるため、平常時から地震や津波に備える体制を整えておく必要がある。

第5 要配慮者への配慮・地理的条件への対応

すべての災害に対して、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国人、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）あるいは観光客等への万全の安全対策を講ずる。また、町は、防災関係機関、関係団体との連携を密にし、災害発生の際は即応できるよう体制づくりに努める。この際、孤立化集落対策に留意する。

第6 住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、町が実施する防災業務について、自発的に協力するものとする。

1 住民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。

住民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水等の備蓄など、自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする町・県等防災関係機関が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、住民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、町及び県と連携・協働し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 事業所の基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、町、県及びその他の行政機関と連携・協働し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

特に、食品、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、町及び県が実施する事業者との連携協定の締結や防災訓練の実施等、防災施策の実施に協力するよう努める。

第4節 中種子町の地域特性及び災害特性

本節では、町の位置、地形・地質特性及び社会条件、並びに豪雨・台風等の災害履歴及び災害特性を示す。

第1 町の位置

本町は、鹿児島県大隅半島南端から約40km南に位置し、北は西之表市、南は南種子町に隣接、東は太平洋、西は東シナ海に面している。

東西7km、南北22kmで、総面積は137.18k㎡である。

第2 町の地形・地質

1 地勢

本町の地勢は、一般に緩やかな丘陵をなし、北部は山林地帯が多く、最も高い山が標高282mで、中央部から南部にかけて比較的平坦で、耕地が多くなっている。

2 地質

本町の地質は、古第三紀層及び新第三紀層よりなり、砂岩及び粘板岩の互層で西海岸に沿って沖積砂土地帯もあり、土の大部分は南九州特有の火山灰土壌が多く、特殊土壌の地質となっている。

第1編 総則編
第4節 中種子町の地域特性及び災害特性

【中種子町の地質】

凡例記号	岩相
H2_or	盛り土・埋立地・干拓地
H_sad	谷底平野・山間盆地・河川・海岸平野堆積物
H_ssd	海岸・砂丘堆積物
Q32-33_std	段丘堆積物
Q31_std	段丘堆積物
Q22_so	海成層
Q1-21_so	海成層
N2_soc	海成層 礫岩
N2_som	海成層 泥岩
Pg4_sod	海成層 崩壊堆積物
Pg14-3_soss_Pg2	海成層 砂岩 始新世-前期漸新世付加体
Pg14-3_somas_Pg2	砂がら砂岩泥岩互層 始新世-前期漸新世付加体
Pg14-3_somam_Pg2	泥がら砂岩泥岩互層 始新世-前期漸新世付加体
Pg14-3_som_Pg2	海成層 泥岩 始新世-前期漸新世付加体
Pg12-21_sor_Pg2	多色泥岩 始新世-前期漸新世付加体



出典：地質図 Navi, 地質調査総合センター

第3 町の気象

1 気温

本町の平成27年から令和6年の10年間の年平均気温は18.3℃で、月平均気温は、1月が10.0℃と最も低く、最も高くなる8月には27.6℃まで上昇する。

夏期（5月～10月）にかけては月平均気温が20℃を超え、冬期（12～2月）の平均気温は10℃以上あり、0℃を下回ることはほとんどない。年間を通じて温暖な気候である。

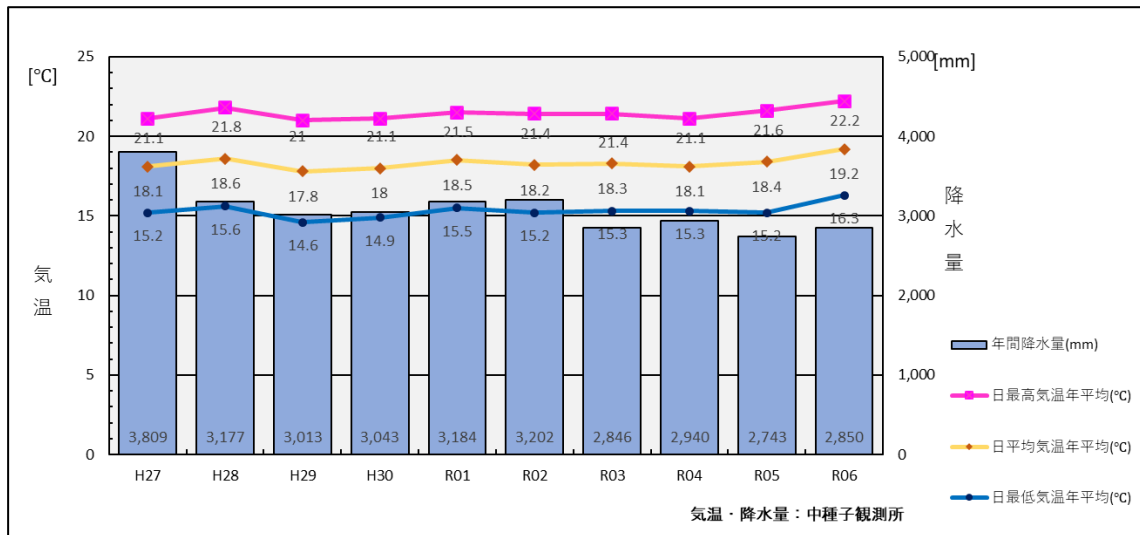
年	気温(℃)				
	平均			最高	最低
	日平均	日最高	日最低		
H27	18.1	21.1	15.2	31.3	-0.2
H28	18.6	21.8	15.6	32.3	-1.8
H29	17.8	21.0	14.6	31.8	-2.2
H30	18.0	21.1	14.9	31.0	-1.1
R01	18.5	21.5	15.5	31.1	-0.8
R02	18.2	21.4	15.2	33.2]	0.1
R03	18.3	21.4	15.3	31.0	0.2
R04	18.1	21.1	15.3	31.9	-0.5
R05	18.4	21.6	15.2	31.3	-0.6
R06	19.2	22.2	16.3	32.7	0.4

2 降水量

本町の平成27年から令和6年の10年間の年平均降水量は3,081mmで、全国平均の1,718mm（国交省水資源部調べ）を上回っている。

本町は夏から秋にかけて、毎年のように台風に見舞われる。また、豪雨や干ばつの害を受けることもしばしばある。

年	降水量(mm)			
	合計	日最大	最大	
			1時間	10分間
H27	3808.5	329.0	77.5	20.5
H28	3177.0	227.0	44.5	18.5
H29	3012.5	145.0	54.0	17.5
H30	3042.5	178.0	48.5	17.0
R01	3183.5	206.0	61.5	20.0
R02	3202.0	156.0	55.5	20.0
R03	2846.0	108.5	51.5	16.5
R04	2940.0	252.0	101.0	32.0
R05	2743.0	218.0	45.5	16.5
R06	2849.5	258.5	43.5	17.0



3 風速・風向

風速は、年平均風速4.3m/sで、月別風速を見ると、1月と2月が5.1m/sと強く、9月と10月が3.5～3.7m/sと弱い。

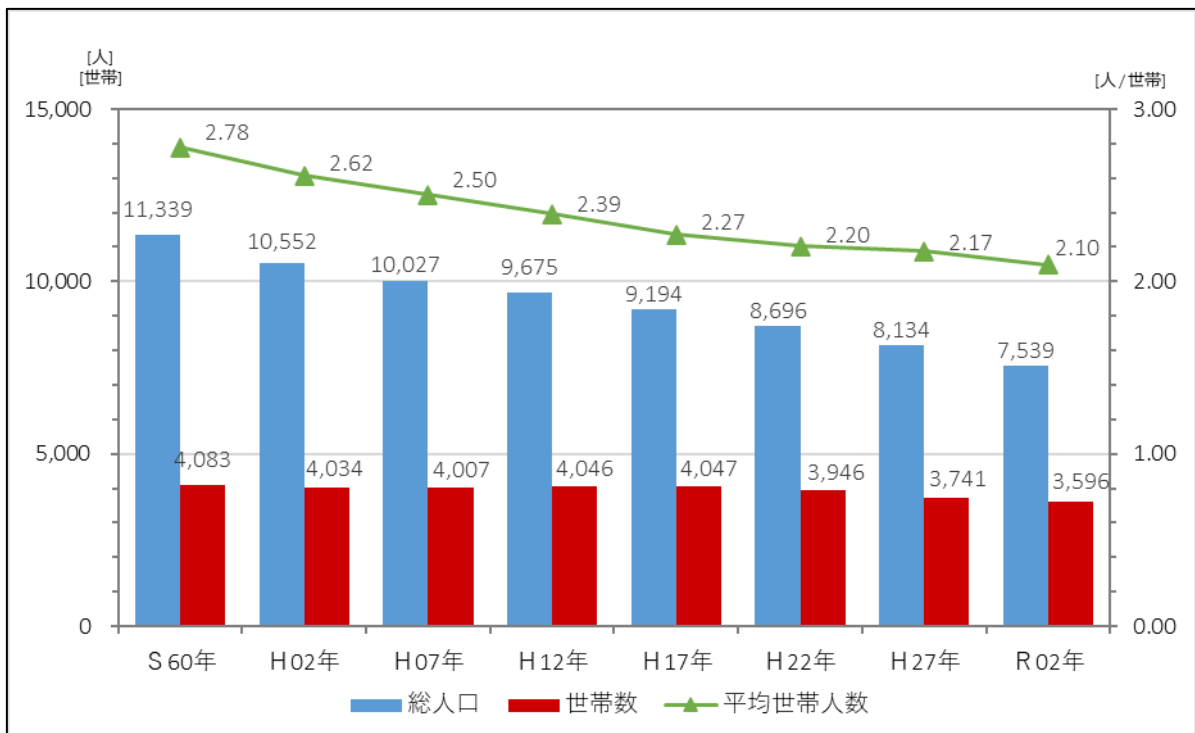
風向きは、年間を通して北西の風が最も多く、次いで西北西の風が多い。

年	風向・風速(m/s)				
	平均	最大風速		最大瞬間風速	
	風速	風速	風向	風速	風向
H27	4.4	18.7	西北西	28.3	南東
H28	4.2	18.7	西	28.3	西南西
H29	4.4	22.5	西北西	34.5	東南東
H30	4.2	29.8	西北西	40.6	東南東
R01	4.2	17.2	西北西	23.1	北西
R02	4.2	22.7	東南東	37.0	南東
R03	4.4	16.8	北西	26.2	西
R04	4.4	22.7	南東	35.5	南南東
R05	4.2	19.4	南東	30.9	南東
R06	4.4	23.5	南東	37.0	東南東

第4 町の人口・世帯数

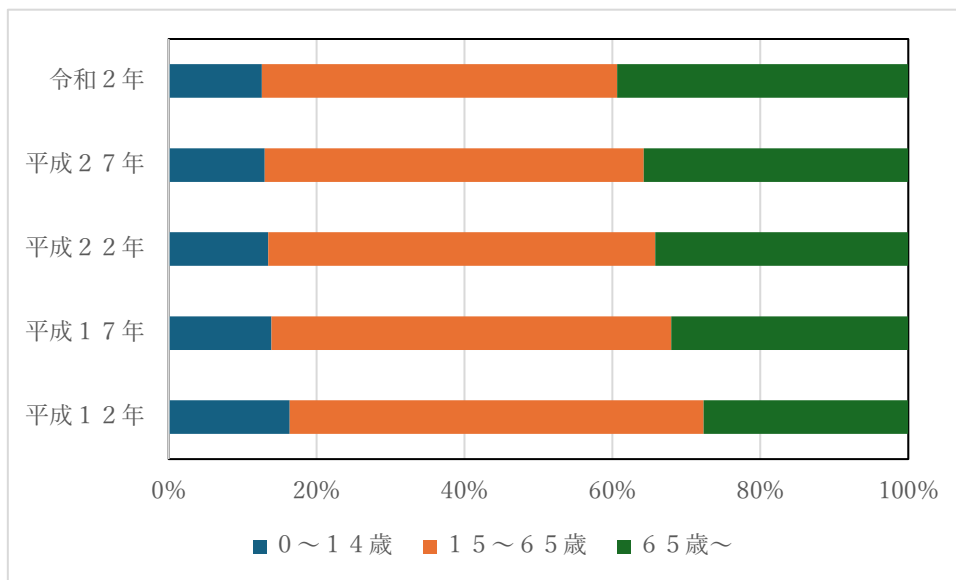
本町の令和2年国勢調査の人口は7,539人で、鹿児島県の総人口(1,706,242人)の約0.5%である。

世帯数は3,596世帯、平均世帯人数2.1人である。人口、世帯数ともに昭和60年から減少している。



第5 町の年齢3区分別人口

本町の国勢調査の年齢3区分別の人口の推移をみると、老年人口（65歳以上）比が年々増加し、平成7年には年少人口（0～14歳）比を上回り、令和2年では39.4%となっており、少子高齢化が進んでいる。



第6 町の災害履歴

1 風水害

本町において平成19年～令和6年9月末現在で被害を受けた風水害は、6月～10月にかけての大雨、台風によるもので、下表の通りである。

年月日	災害種別	中種子町の被害状況
平成19年 7月14日	台風4号	総降水量：147mm 最大風速：21m/s（南東） 最大瞬間風速：欠測 ・家屋一部損壊：6棟
平成20年 5月1日	突風	総降水量：148.5mm 最大風速：8m/s（東北東） 最大瞬間風速：欠測 ・家屋一部損壊：1棟（住家の屋根瓦が飛散）
平成22年 6月18日～23日	大雨	総降水量：481.5mm ・床下浸水：26件 ・がけ崩れ（道路）：2件 ・その他（住家の裏山等）：1件 ・道路冠水：1件
平成23年 6月7日～8日	大雨	総降水量：322.5mm ・床下浸水：1棟

第1編 総則編
第4節 中種子町の地域特性及び災害特性

年月日	災害種別	中種子町の被害状況
平成 23 年 7 月 18 日	台風 6 号	総降水量：43.0 mm 最大風速：8.9m/s（北北東） 最大瞬間風速：19.0m/s（北） ・農作物等被害あり
平成 24 年 8 月 1 日	台風 10 号	総降水量：95.5 mm 最大風速：24.2m/s（東南東） 最大瞬間風速：39.6m/s（東南東） ・家屋一部損壊：1 棟
平成 25 年 6 月 9 日	大雨	総降水量：212.5 mm ・床下浸水：7 棟
令和 4 年 9 月 29 日	台風 14 号	総降水量：295mm 最大風速：27.0m/s（南東） ・停電：5,690 戸 ・住家被害：一部破損 44 棟 ・非住家被害：全壊 1 棟 半壊 9 棟
令和 6 年 8 月 27 日	台風 10 号	総降水量：372.5mm 最大風速：25.1m/s（南東） ・人的被害：軽傷 1 人

資料：総降水量, 最大風速, 最大瞬間風速は, 気象庁データ（観測地点：中種子）
その他, 鹿児島県災害関連情報

2 地震及び津波

鹿児島県は、九州では比較的有感地震の発生が少ない地域である。平成 19 年以降に、本町が被害を受けた大きな地震及び津波はない。地震は震度 1～3 の小規模地震で、死者や家屋、津波等の被害はでていない。

平成 19 年以降に本町で震度 3 以上を観測した地震は、「平成 21 年薩摩半島西方沖地震」、「平成 22 年大隅半島東方沖地震」、「平成 26 年種子島近海地震」、「平成 27 年種子島近海地震」、「平成 29 年大隅半島東方沖地震」、「平成 31 年 1 月種子島近海地震」、「平成 31 年 3 月種子島近海地震」、「令和 4 年日向灘地震」、「令和 5 年大隅半島東方沖地震」の 9 回である。

3 火災

本町において過去10年間（平成26年～令和5年）の火災発生件数は151件で、建物の火災では「一般住宅」が最も多い。

原因別でみると、「その他」を除くと「たき火」が最も多く、次いで「車両」が多い。年間の平均出火発生件数は15件となっている。

■火災の発生状況の推移

区分 年次	総数	建物の火災件数					非住家	車両	山林原野	その他
		一般住宅	店舗兼用住宅	アパート旅館	会社工場	官公庁学校・病院				
平成25年	23	2	-	-	-	-	1	-	-	20
平成26年	20	-	-	-	-	-	2	1	-	17
平成27年	13	2	-	-	1	-	-	2	-	8
平成28年	13	1	-	-	-	-	1	-	-	11
平成29年	20	-	-	-	-	-	1	-	-	19
平成30年	12	1	1	-	-	-	-	-	-	20
令和元年	16	2	-	-	-	-	-	1	-	10
令和2年	18	1	0	0	0	0	0	0	0	17
令和3年	13	2	-	-	-	-	-	1	-	10
令和4年	16	1	-	-	1	-	-	-	-	14
令和5年	10	2	-	-	-	-	1	-	-	7

第1編 総則編
第4節 中種子町の地域特性及び災害特性

■原因別火災発生件数の推移

区分 年次	総数	出火原因									放火	不明
		電気	たば こ	コン ロ	かま ど	たき 火	火遊 び	煙突	車両	その 他		
平成 26年	20	0	0	0	0	3	0	0	1	16	0	0
平成 27年	13	1	0	0	1	5	0	0	2	4	0	0
平成 28年	13	1	1	0	0	6	0	0	0	4	0	1
平成 29年	12	0	0	1	0	4	0	0	0	5	0	2
平成 30年	12	0	0	1	0	4	0	0	0	5	0	2
令和 元年	16	0	0	0	0	8	0	0	1	1	0	6
令和 2年	18	0	0	0	0	6	0	0	0	9	1	2
令和 3年	13	0	0	0	0	8	0	0	0	2	0	3
令和 4年	16	0	0	0	0	8	0	0	0	6	0	2
令和 5年	10	0	0	0	0	4	0	0	0	3	0	3

第5節 町の上位・関連計画

計 画 書 名	第6次中種子町長期振興計画
策 定 主 体	中種子町
策 定 年 月	令和3年2月
目 標 年 次	令和12年
将 来 推 計 人 口	令和12年：6,249人
町 の 将 来 像	人の和と豊かな実りに新たな希望が持てるまち なかたね
基 本 目 標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 活気の種子あふれるまちづくり 2. 地域に根づく人づくり 3. 心豊かに実りある地域づくり 4. 参画と協働でよいらーいきの里づくり
大 綱	<ol style="list-style-type: none"> 1. 活気あふれる産業づくり 2. 快適な生活を支える基盤づくり 3. 生涯学び続ける人づくり 4. 安心して住める生活環境づくり 5. 共につくる生きがいに満ちた健康と福祉のまちづくり 6. 共に暮らす地域の和のまちづくりと安定した行財政運営
防 災 関 連 施 策	<ol style="list-style-type: none"> 4. 安心して住める環境づくり <p>●安心・安全な環境づくり</p> <p>(1) 自然災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画や地域強靱化計画の適切な見直しにより、実情に即した総合的な防災計画を検討し、大規模な自然災害等への対策の充実を図ります。 ・地域防災計画に基づき、各河川等の未改修区間を計画的、重点的に改修するとともに、危険箇所等の定期点検を実施し、災害の未然防止に努めます。 ・計画的な防災訓練の実施により、地域防災力の向上を図ります。 ・災害警報等の伝達機器の適正な保守点検により、情報伝達体制の安定運営を図ります。 <p>(2) 消防・救急体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災予防に向けた広報活動を継続し、町民の意識向上に努めます。 ・計画的な消防防災施設等の更新整備により、消防・救急力の充実を図ります。 ・消防団員の安全確保等の必要な装備の充実を図り、また各分団を中心に団員確保に努めます。 <p>(3) 交通安全及び防犯対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全協会中種子支部など関係機関で連携して交通安全の意識向上を図ります。

第1編 総則編
第5節 町の上位・関連計画

	<ul style="list-style-type: none"> ・警察等の関係機関と協議し、交通安全施設の年次的な整備により、交通安全の確保を図ります。 ・防犯組合など関係機関で連携し、防犯意識の向上に向けた活動を継続します。
--	--

計 画 書 名	中種子町建築物耐震改修促進計画																																																			
策 定 主 体	中種子町																																																			
策 定 年 月	平成 23 年 2 月																																																			
目 標 年 次	平成 27 年度																																																			
対 象 建 築 物	①住宅 ②特定建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・多数の者が利用する建築物 ・危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 ・地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 																																																			
耐 震 拐 取 等 の 現 状 と 目 標	①住宅の目標 <div style="text-align: right;">(単位：棟)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">□現状(平成 22 年度)</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <th></th> <th>総 数</th> <th>耐震性有り</th> <th>耐震性無し</th> <th>耐震化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木 造</td> <td>3,171</td> <td>1,665</td> <td>1,506</td> <td>53%</td> </tr> <tr> <td>非木造</td> <td>1,128</td> <td>1,008</td> <td>120</td> <td>89%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,299</td> <td>2,673</td> <td>1,626</td> <td>62%</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="width: 60%; margin: 0 auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">約 819 棟を施策による耐震化 (約 164 棟/年)</td> </tr> </table> </div> <div style="text-align: right;">(単位：棟)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">■目標(平成 27 年度)</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <th></th> <th>総 数</th> <th>耐震性有り</th> <th>耐震性無し</th> <th>耐震化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木 造</td> <td>3,100</td> <td>2,790</td> <td>310</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>非木造</td> <td>1,100</td> <td>990</td> <td>110</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,200</td> <td>3,780</td> <td>420</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table>	□現状(平成 22 年度)						総 数	耐震性有り	耐震性無し	耐震化率	木 造	3,171	1,665	1,506	53%	非木造	1,128	1,008	120	89%	計	4,299	2,673	1,626	62%	約 819 棟を施策による耐震化 (約 164 棟/年)	■目標(平成 27 年度)						総 数	耐震性有り	耐震性無し	耐震化率	木 造	3,100	2,790	310	90%	非木造	1,100	990	110	90%	計	4,200	3,780	420	90%
□現状(平成 22 年度)																																																				
	総 数	耐震性有り	耐震性無し	耐震化率																																																
木 造	3,171	1,665	1,506	53%																																																
非木造	1,128	1,008	120	89%																																																
計	4,299	2,673	1,626	62%																																																
約 819 棟を施策による耐震化 (約 164 棟/年)																																																				
■目標(平成 27 年度)																																																				
	総 数	耐震性有り	耐震性無し	耐震化率																																																
木 造	3,100	2,790	310	90%																																																
非木造	1,100	990	110	90%																																																
計	4,200	3,780	420	90%																																																

第1編 総則編
第5節 町の上位・関連計画

②特定建築物の目標

- ・多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

□現状(平成22年度) (単位:棟)

	総数	耐震性有り	耐震性無し	耐震化率
公共建築物	14	12	2	86%
民間建築物	3	1	2	33%
計	17	13	4	76%



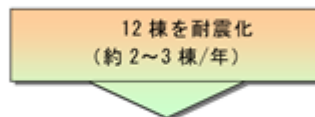
■目標(平成27年度) (単位:棟)

	総数	耐震性有り	耐震性無し	耐震化率
公共建築物	14	13	1	93%
民間建築物	3	2	1	67%
計	17	15	2	90%

- ・危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
本町においては該当なし。
- ・地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の目標

□現状(平成22年度) (単位:棟)

	総数	耐震性有り	耐震性無し	耐震化率
県指定道路	17	9	8	53%
町指定道路	21	13	8	62%
計	38	22	16	58%



■目標(平成27年度) (単位:棟)

	総数	耐震性有り	耐震性無し	耐震化率
県指定道路	17	15	2	90%
町指定道路	21	19	2	90%
計	38	34	4	90%

町有建築物の耐震化の促進

■町有建築物の耐震化の促進

- ・災害時の拠点となる庁舎や避難場所となる小学校・公民館などの耐震化の促進は最も重要であることから、これらの建築物については優先的に耐震化を進める。

第1編 総則編
第5節 町の上位・関連計画

	<ul style="list-style-type: none">・地震発生後における火災の発生への対応も重要であることから、消防施設についても優先的に耐震化を進めていく。・その他の町有建築物についても耐震化を進め、平成27年までに、町有建築物全体で耐震化率90%以上の目標を設定し、これに近づけるように計画的な耐震化を進める。
--	--

第6節 災害の想定

第1 洪水による浸水害の想定

県は水防法第14条の規定により、苦浜川、大浦川、阿嶽川、向井川、熊野川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨時により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として推定している。

本町は、水防法第15条の3の規定により、この洪水浸水想定区域をハザードマップに掲載し、洪水による浸水害の想定を行う。

【中種子町に係る洪水浸水想定区域の指定状況】

対象河川	作成主体と作成年月	指定の前提となる降雨（想定最大規模）
苦浜川水系苦浜川	鹿児島県 令和7年5月20日	苦浜川流域の12時間の総雨量933mm
大浦川水系大浦川	鹿児島県 令和7年5月20日	大浦川流域の12時間の総雨量937mm
阿嶽川水系阿嶽川	鹿児島県 令和7年5月20日	阿嶽川流域の12時間の総雨量946mm
向井川水系向井川	鹿児島県 令和7年5月20日	向井川流域の12時間の総雨量941mm
熊野川水系熊野川	鹿児島県 令和7年5月20日	熊野川流域の12時間の総雨量948mm

第2 土砂災害

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という）第7条の規定により、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として土砂災害警戒区域を指定している。

また、同法第9条の規定により、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として土砂災害特別警戒区域を指定している。

中種子町における土砂災害に係る土砂災害警戒区域等をハザードマップに掲載し、土砂災害の想定を行う

本町において、県が指定した土砂災害警戒区域等は、以下のとおりである。

(令和7年9月26日)

区分	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	合計
警戒区域	63	15	0	78
特別警戒区域	63	8	0	71

第3 地震・津波災害の想定

県では、平成24年から25年にかけて、以下の基本的な考え方にに基づき地震等災害予測調査を実施し、地震等の災害の想定や、被害の想定を見直すこととし、平成24年度は、地震等の大きさについて想定している。

ここでは、これらの想定に基づいて本町における地震・津波災害を想定する。

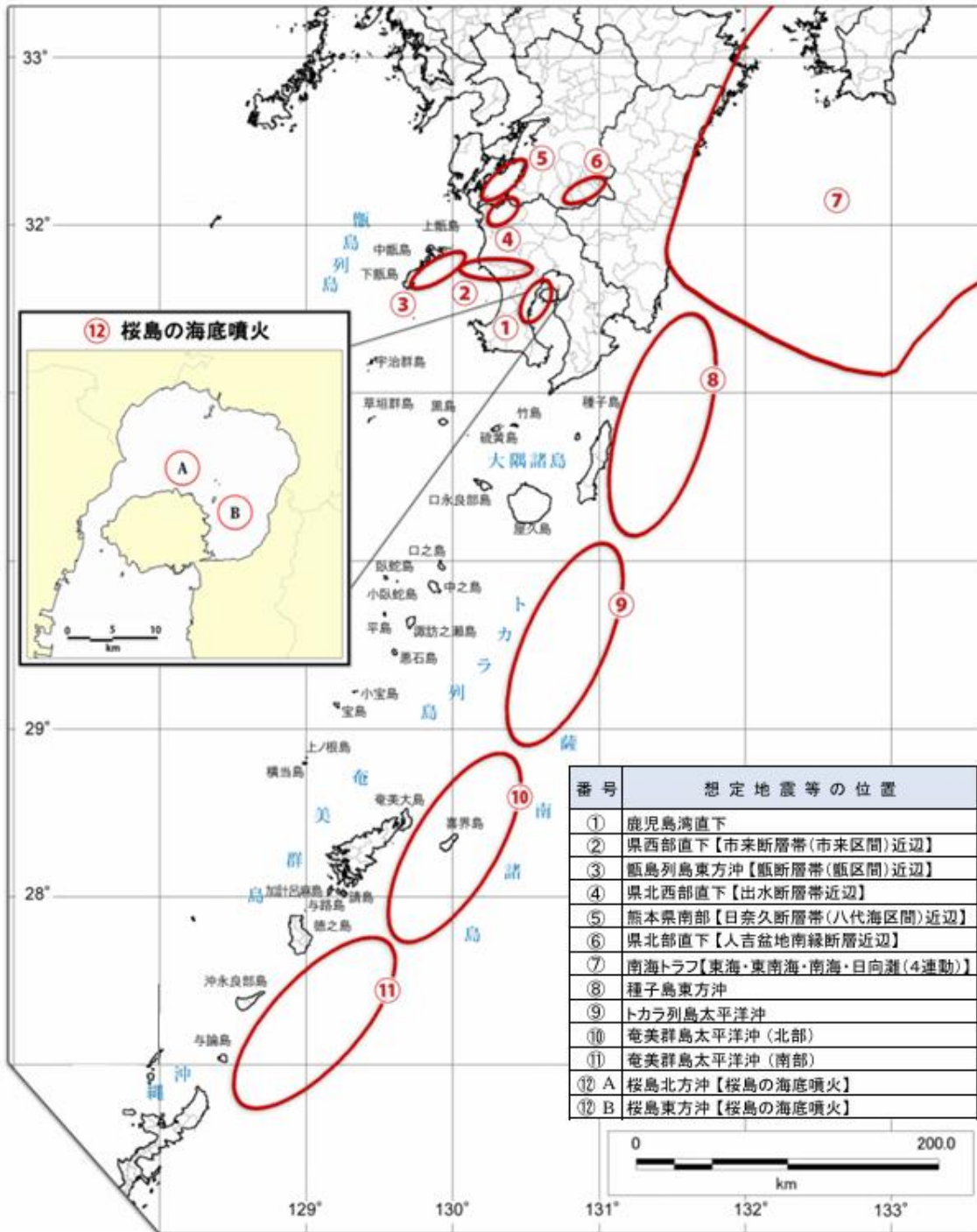
1 想定地震等の考え方

今回想定する地震等は、県地域防災計画を策定する上での想定であり、必ずしも一定期間内の高い発生確率のものではなく、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に、県地域防災計画検討有識者会議の意見を踏まえ、以下の考え方にに基づき検討を行った。

- ・地域における過去最大の地震と同規模以上の地震（基本はマグニチュード7又は8クラス）
- ・可能な範囲で最新の科学的知見（国のデータ等）を踏まえた想定（南西諸島海溝沿いのマグニチュード9クラスの巨大地震については、今回は想定しない。）
- ・本県への影響及び地震等発生可能性を考慮した想定（本県及び周辺地域に分布する活断層等を震源とする地震、海溝型地震及び桜島の海底噴火に伴う津波の想定）
- ・国や有識者会議から新たな知見が示された場合に再検討可能な想定・県内全市町村の直下にマグニチュード6クラスの地震を想定

第1編 総則編
第6節 災害の想定

【想定地震等の位置】



第1編 総則編
第6節 災害の想定

【想定震度等の概要】

番号	想定地震の位置	気象庁マグニチュード (Mj)	モーメント マグニチュード (Mw)	震源断層 上端の深 度 (km)	津波 (11津波)
①	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
②	県西部直下 【市来断層帯(市来区 間) 近辺】	7.2	6.7	1	○
③	甕島列島東方沖	7.5	6.9	1	○
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	-
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯(八代海 区間) 近 辺】	7.3	6.8	3	○
⑥	県北部直下 【人吉盆地南緑地断層 近辺】	7.1	6.6	2	-
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南 海・日向灘(4連動)】	-	深度：9.0 津波：9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	-	8.2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	-	8.2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖(北 部)	-	8.2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖(南 部)	-	8.2	10	○
⑫ A	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	-	-	-	○
⑫ B	桜島東方沖 【桜島の海底噴火】	-	-	-	○

注 気象庁マグニチュード (MJ) とモーメントマグニチュード (MW) について

断層による内陸の地震(番号①～⑥)は、断層の長さ(推定)から、気象庁マグニチュード (MJ) を算出している。

その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード (MW) を求めている。

プレート境界の海溝型の地震(番号⑦～⑪)は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード (MW) を求めている。

3 想定地震・津波等の概要

(1) 地震動の想定

「平成 24～25 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、本町における各想定地震の最大震度は下表の通りである。

地震動の想定結果で最大震度が最も大きかったのは、震度 6 強の「種子島東方沖」、次いで、震度 6 弱の「トカラ列島太平洋沖」、震度 5 弱の「南海トラフ（西側ケース）」という結果となった。

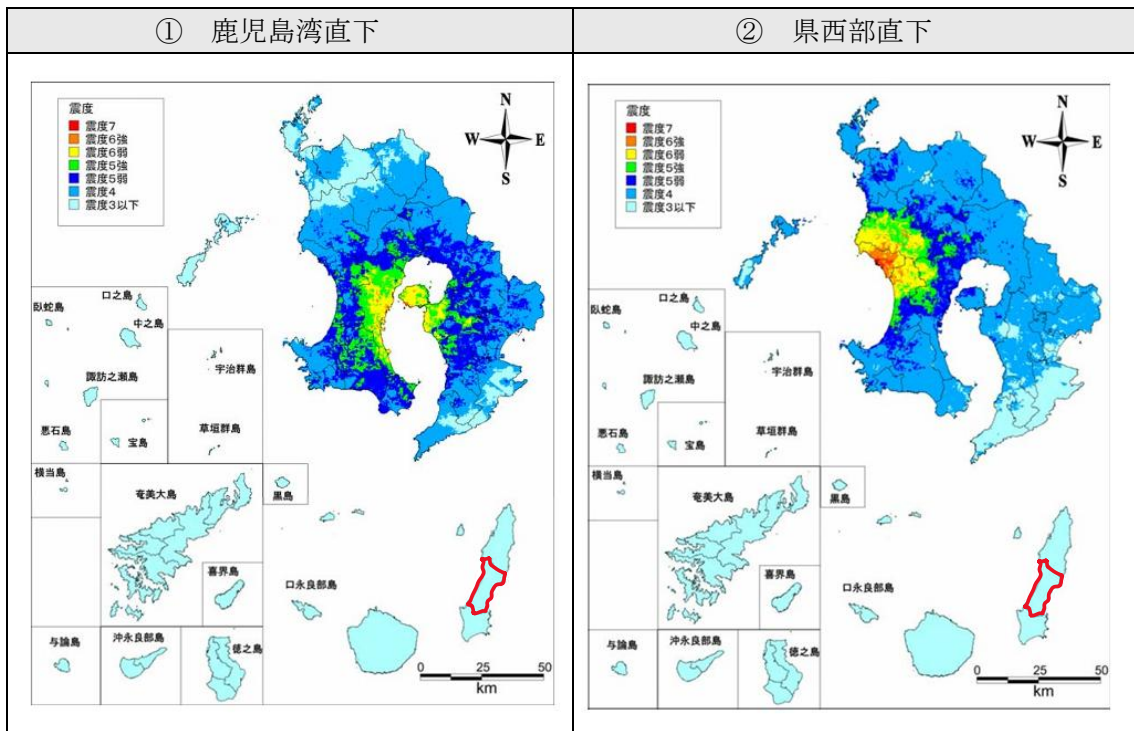
この 3 つの震源を本町における想定地震とする。

【中種子町における想定地震ごとの最大深度】

想定地震	① 鹿児島湾 直下	② 県西部直 下	③ 甕島列島 東方沖	④ 県北西部 直下	⑤ 熊本県南 部	⑥ 県北部 直下	⑦ 南海トラ フ【基本 ケース】
最大震度	3	3	3	2	2	2	4

想定地震	⑦ 南海トラ フ【東側 ケース】	⑦ 南海トラ フ【西側 ケース】	⑦ 南海トラ フ【陸側 ケース】	⑧ 種子島 東方沖	⑨ トカラ 列島太 平洋沖	⑩ 奄美群 島太平 洋 (北部)	⑪ 奄美群 島太平 洋 (南部)
最大震度	4	5 弱	4	6 強	6 弱	4	3

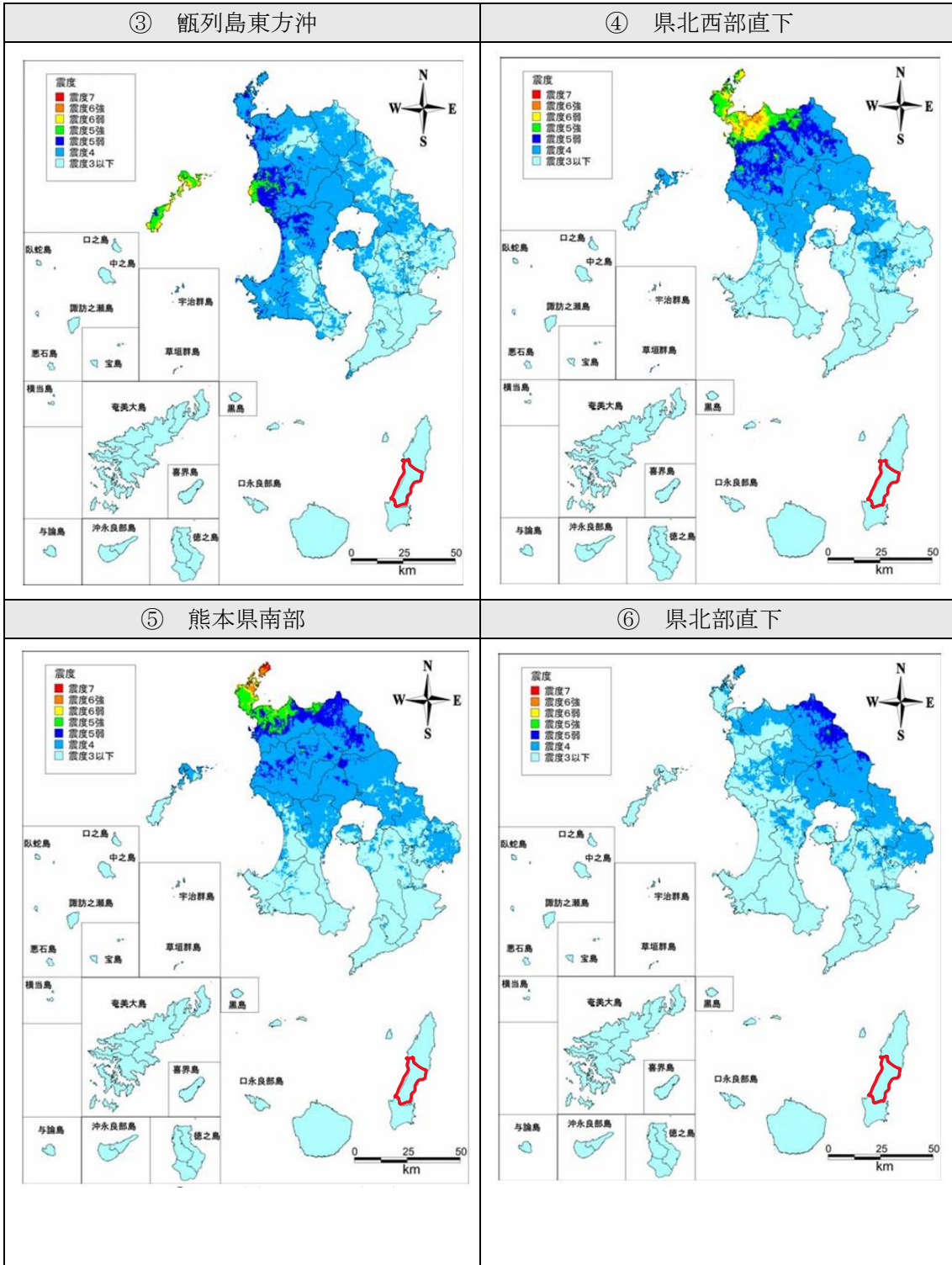
【震度分布図(1/4)】



資料：平成 24～25 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

第1編 総則編
第6節 災害の想定

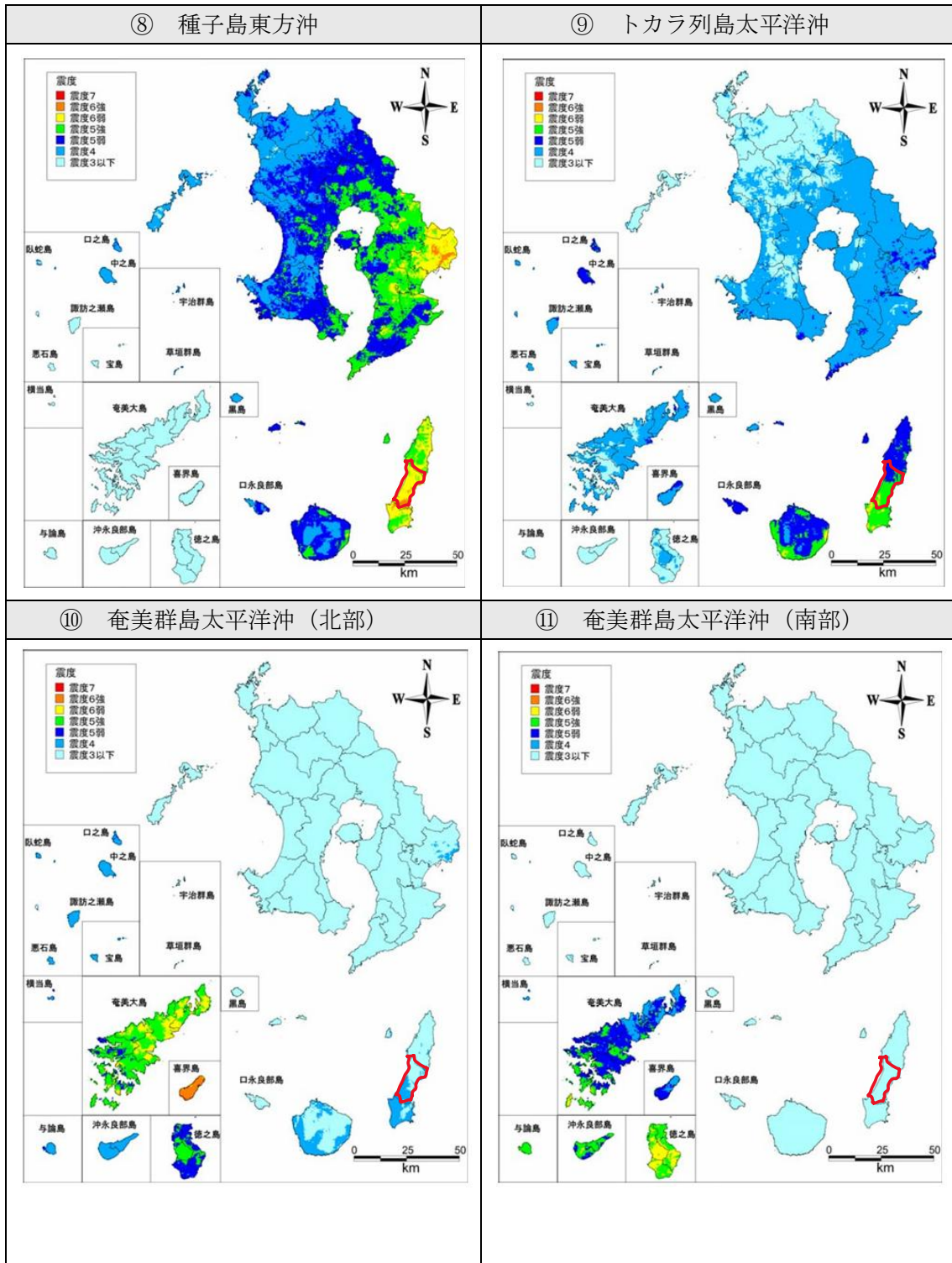
【震度分布図(2/4)】



資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

第1編 総則編
第6節 災害の想定

【震度分布図 (4/4)】



資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

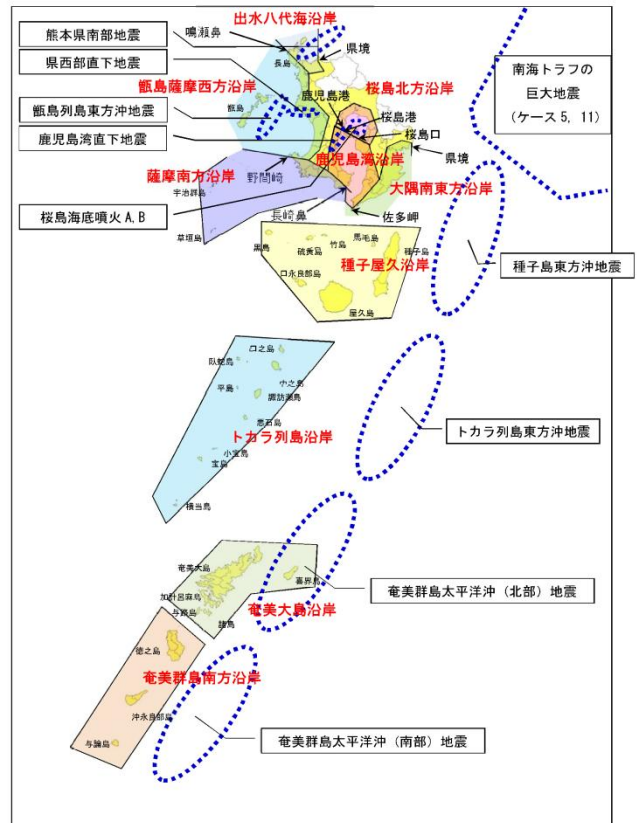
(2) 津波の想定

内閣府は平成24年8月に公表した「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）津波断層モデル編」において、津波断層モデルを11ケース設定している。

その中で、CASE5「四国沖～九州沖に大すべり地域+超大すべり域を設定」とCASE11「室戸岬沖と日向灘に大すべり+超大すべり域を2箇所設定」の2ケースが鹿児島県内に大きな被害を及ぼす可能性が高いと想定されている。

中種子町においては、「南海トラフCASE5」、「南海トラフCASE11」、「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」の4つのケースが被害を及ぼす可能性が高いと考えられ、下表の結果となっている。

地域沿岸の区分



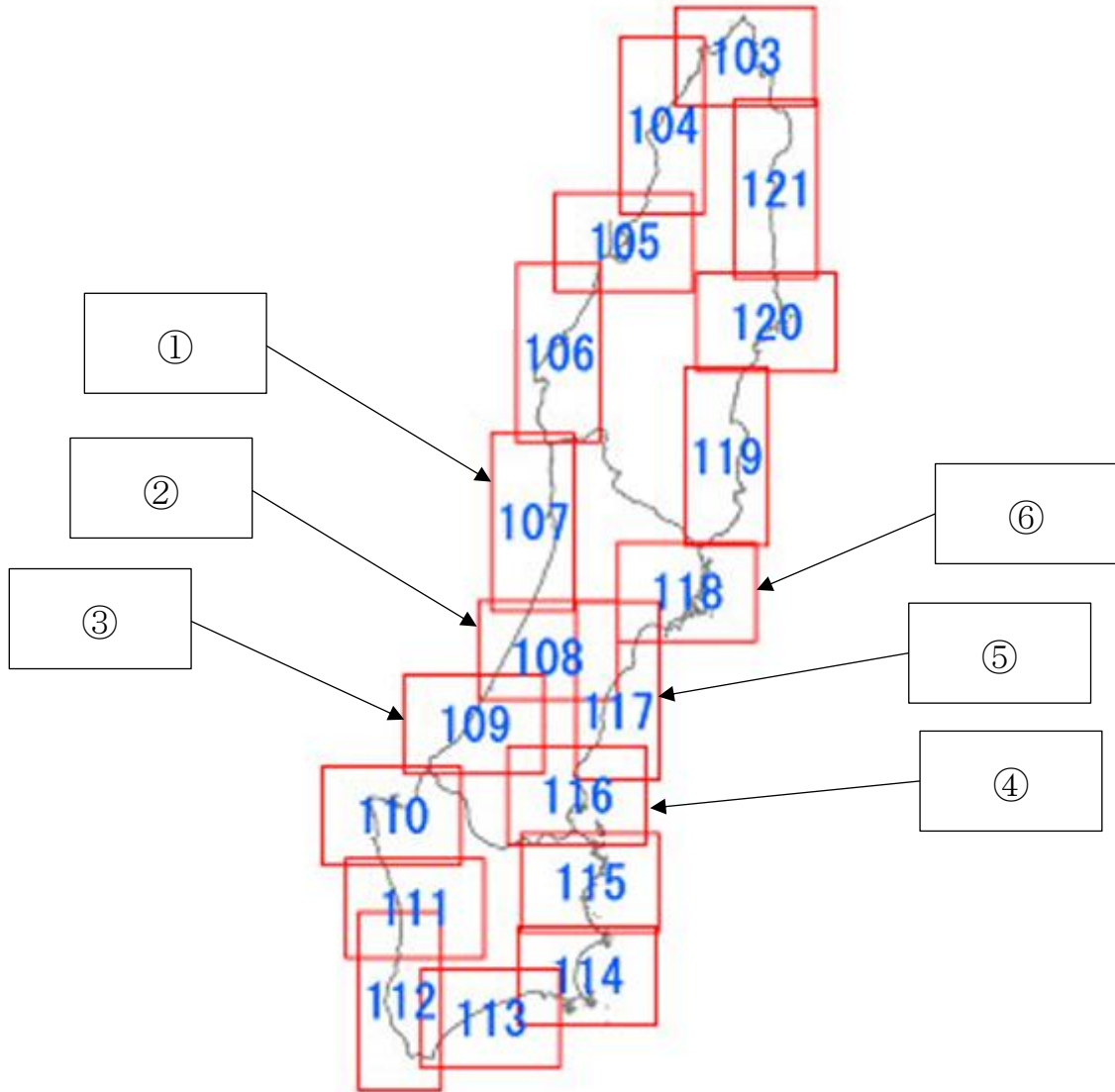
【津波到達時間・津波高】

	津波の高さ +1m (分)	最大津波 (分)	最大津波高 (T.P.m)	最大津波高 (地殻変動考慮※) (m)
南海トラフ CASE5	27	34	8.75	8.53
南海トラフ CASE11	27	33	8.75	8.90
種子島東方沖	11	89	4.94	5.19
トカラ列島太平洋沖	16	153	4.14	4.35

※地殻変動量（-沈降）を考慮した最大津波高
資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

中種子町における津波の想定で、最大津波高が最も高いのは「南海トラフCASE11」という結果となった。

これを踏まえた「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、中種子町域の海岸を6つに区分し、津波浸水想定区域図を作成している。



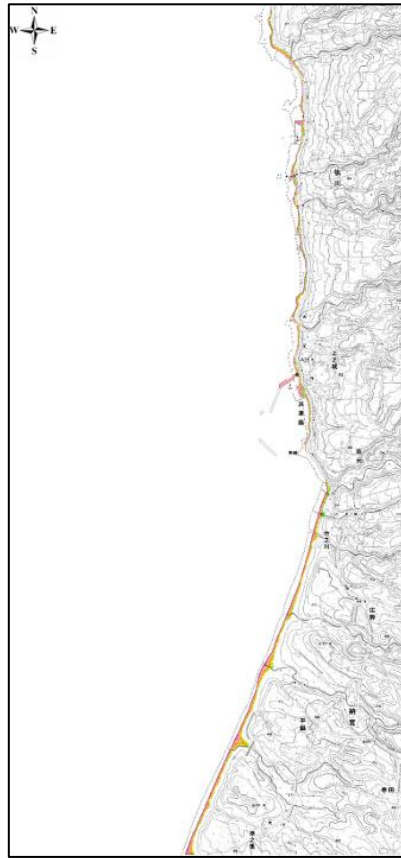
※図中の青番号は、鹿児島県浸水想定区域図番号である。中種子町は107～109、116～118が該当し、次頁以降の図番は上図に示す①～⑥とする。

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

第1編 総則編
第6節 災害の想定

【津波浸水想定区域図 (CASE5) (1/3)】

①

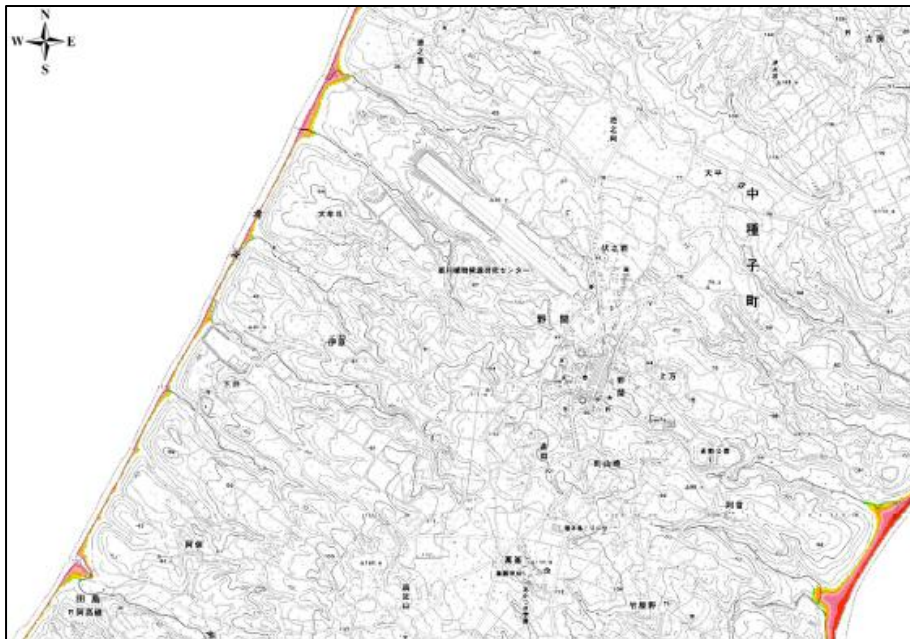


【凡例】

浸水深(m)	
■	20.0m以上 -
■	10.0m以上 - 20.0m未満
■	5.0m以上 - 10.0m未満
■	3.0m以上 - 5.0m未満
■	2.0m以上 - 3.0m未満
■	1.0m以上 - 2.0m未満
■	0.3m以上 - 1.0m未満
■	0.01m以上 - 0.3m未満

【津波の計算条件】
○初期潮位：朔望平均満潮位
○堤防条件：100%沈下(地震発生と同時に堤防なし)

②



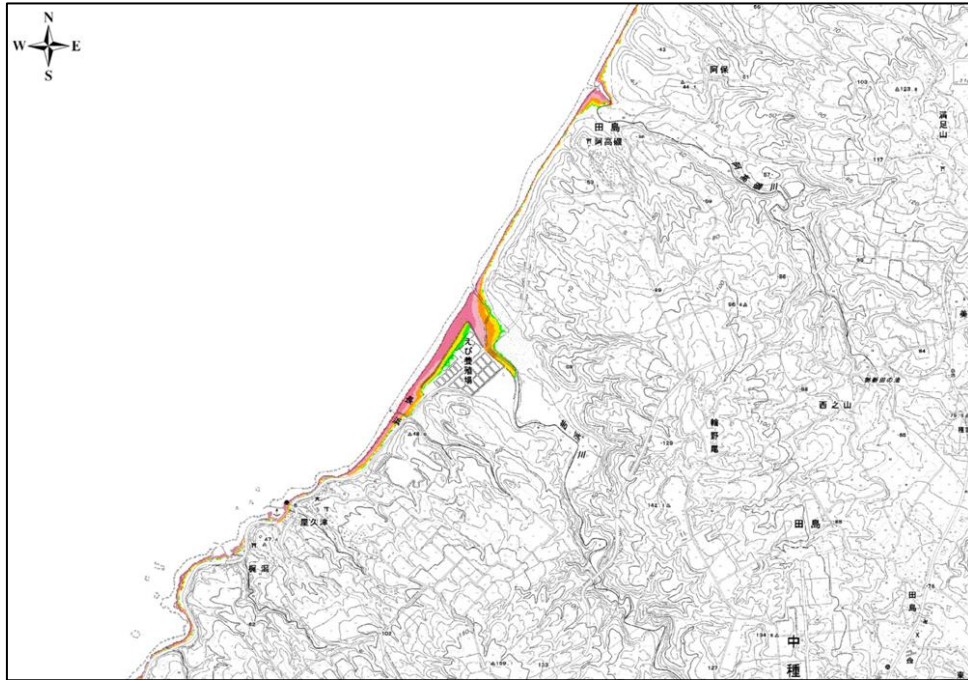
※堤防条件：なし

資料：平成 24～25 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

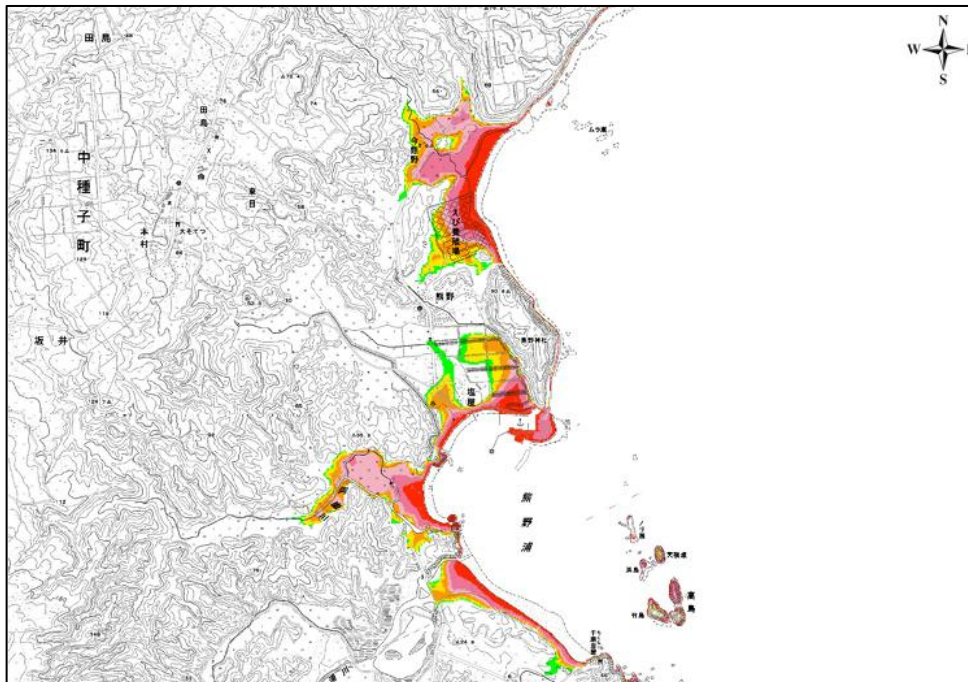
第1編 総則編
第6節 災害の想定

【津波浸水想定区域図 (CASE5) (2/3)】

③



④



	浸水深(m)
	<ul style="list-style-type: none"> 20.0m以上 - 20.0m未満 10.0m以上 - 20.0m未満 5.0m以上 - 10.0m未満 3.0m以上 - 5.0m未満 2.0m以上 - 3.0m未満 1.0m以上 - 2.0m未満 0.3m以上 - 1.0m未満 0.0m以上 - 0.3m未満
<p>【津波の計算条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○初期潮位：朔望平均満潮位 ○堤防条件：100%沈下(地震発生と同時に堤防なし) 	

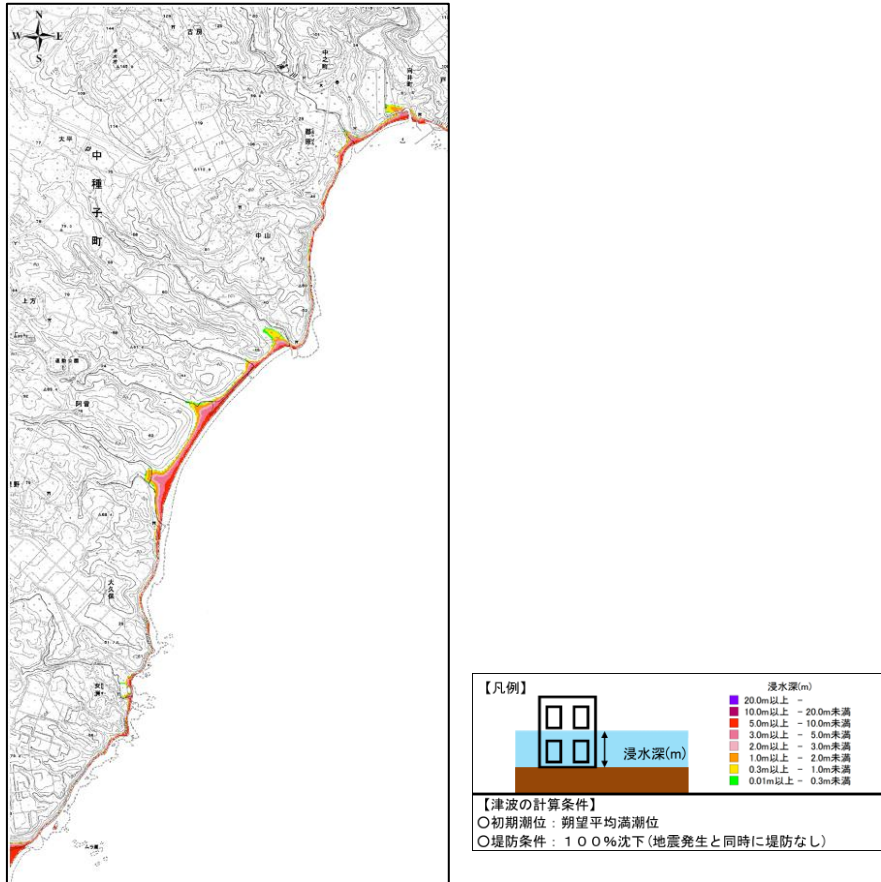
※堤防条件：なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

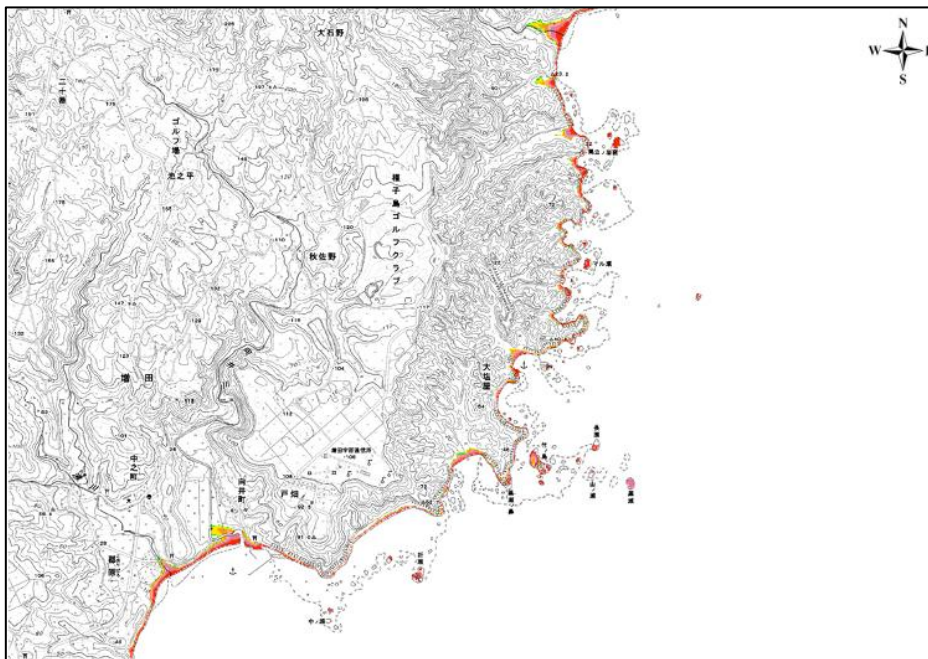
第1編 総則編
第6節 災害の想定

【津波浸水想定区域図 (CASE5) (3/3)】

⑤



⑥



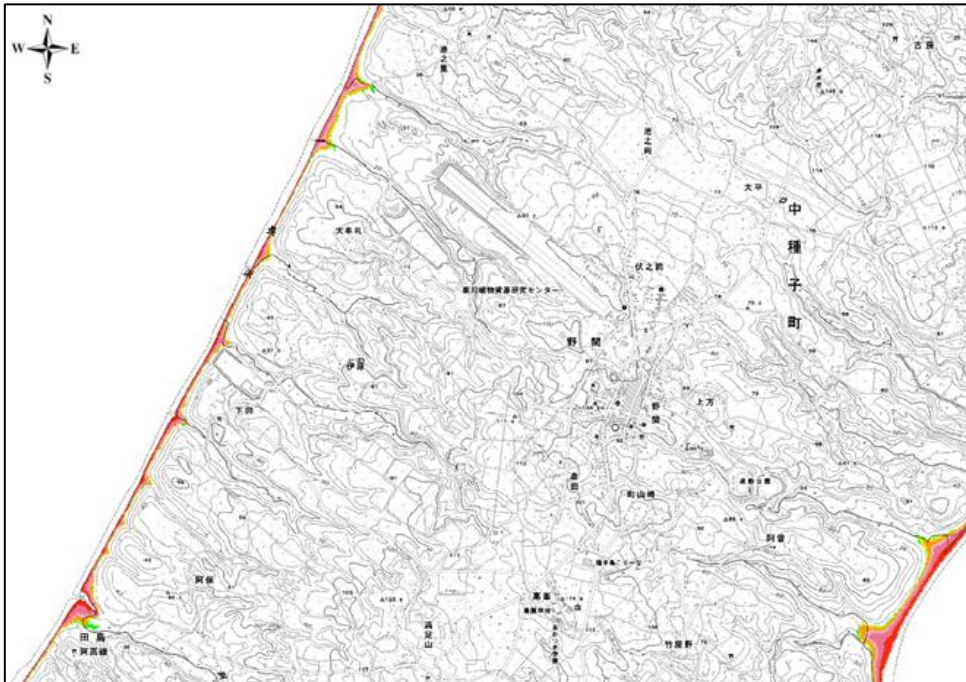
※堤防条件：なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

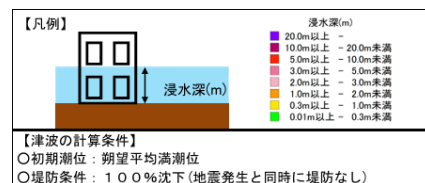
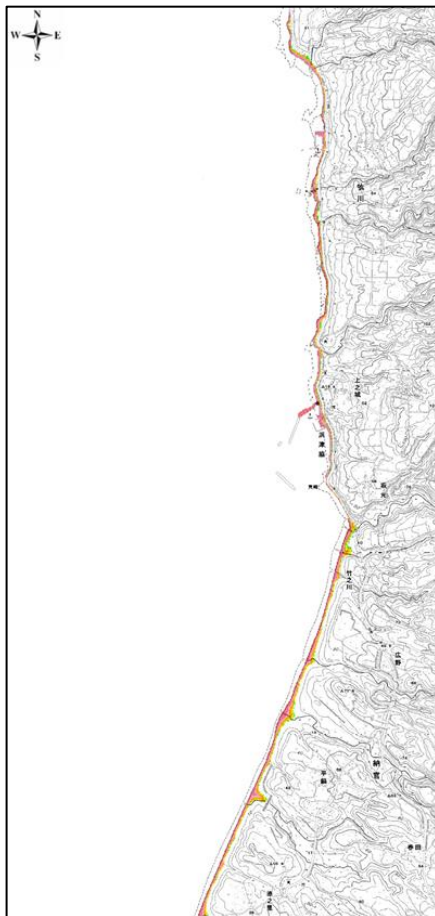
第1編 総則編
第6節 災害の想定

【津波浸水想定区域図 (CASE11) (1/3)】

①



②



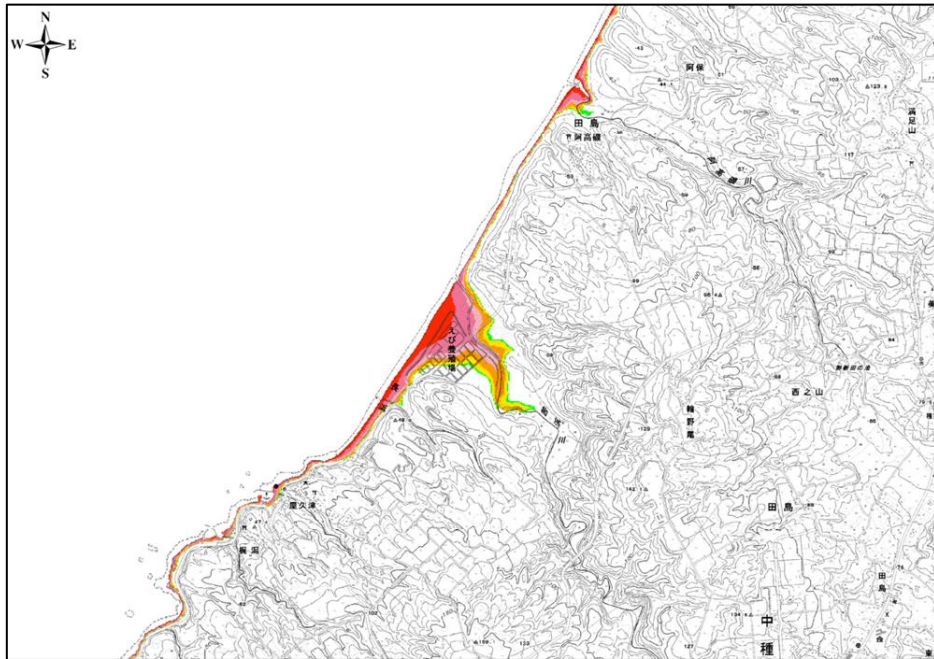
※堤防条件：なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

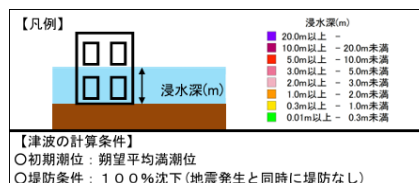
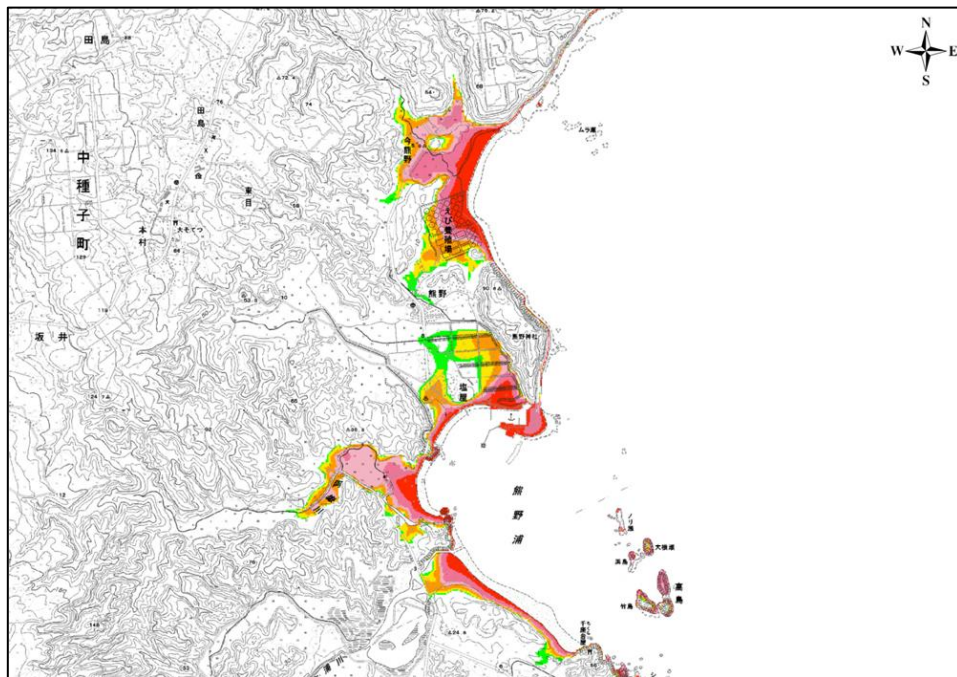
第1編 総則編
第6節 災害の想定

【津波浸水想定区域図 (CASE11) (2/3)】

③



④

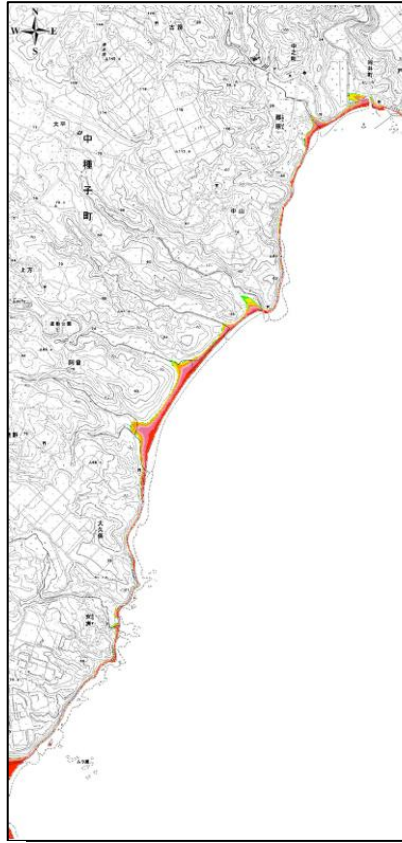


※堤防条件：なし

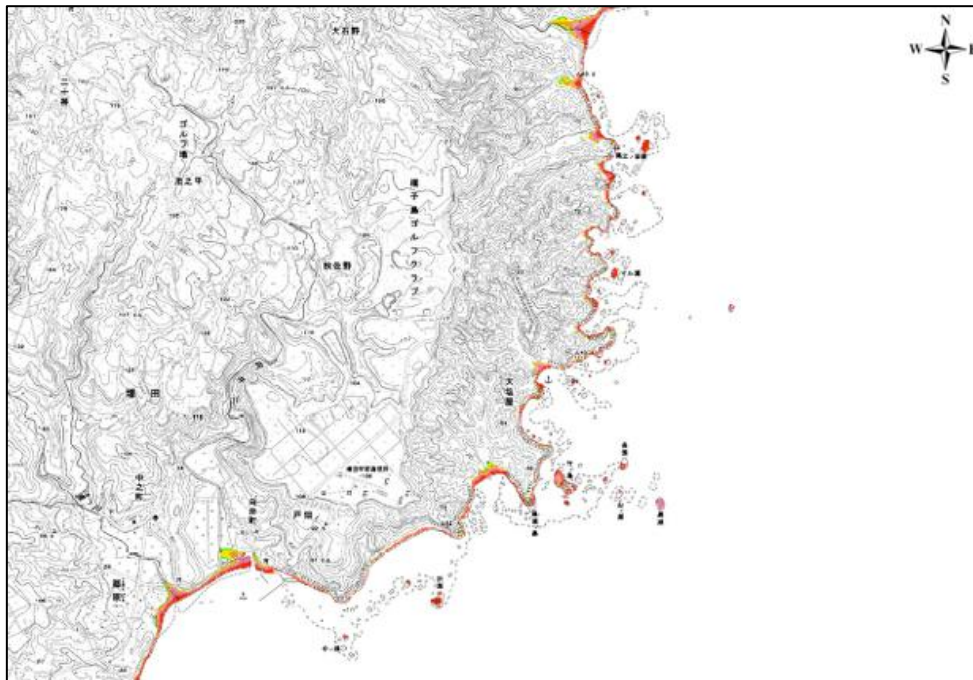
資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

【津波浸水想定区域図 (CASE11) (3/3)】

⑤



⑥



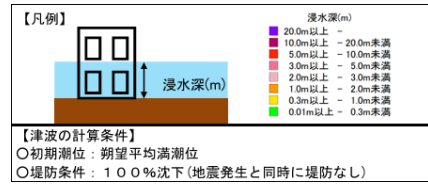
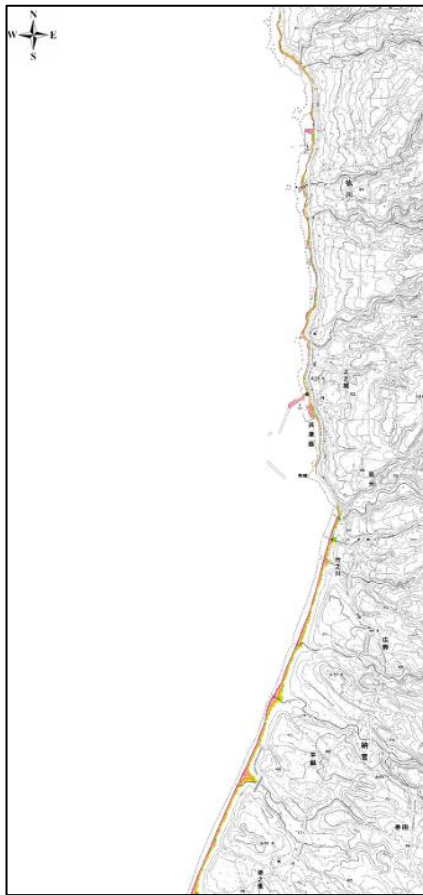
※堤防条件：なし

資料：平成 24～25 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

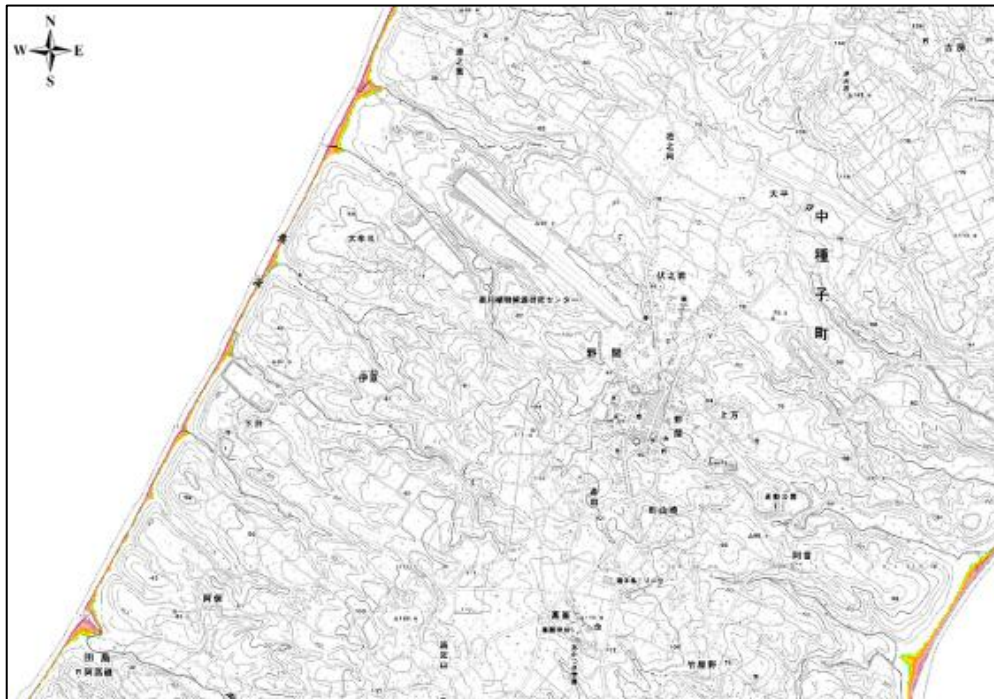
第1編 総則編
第6節 災害の想定

【津波浸水想定区域図（種子島東方沖）（1/3）】

①



②



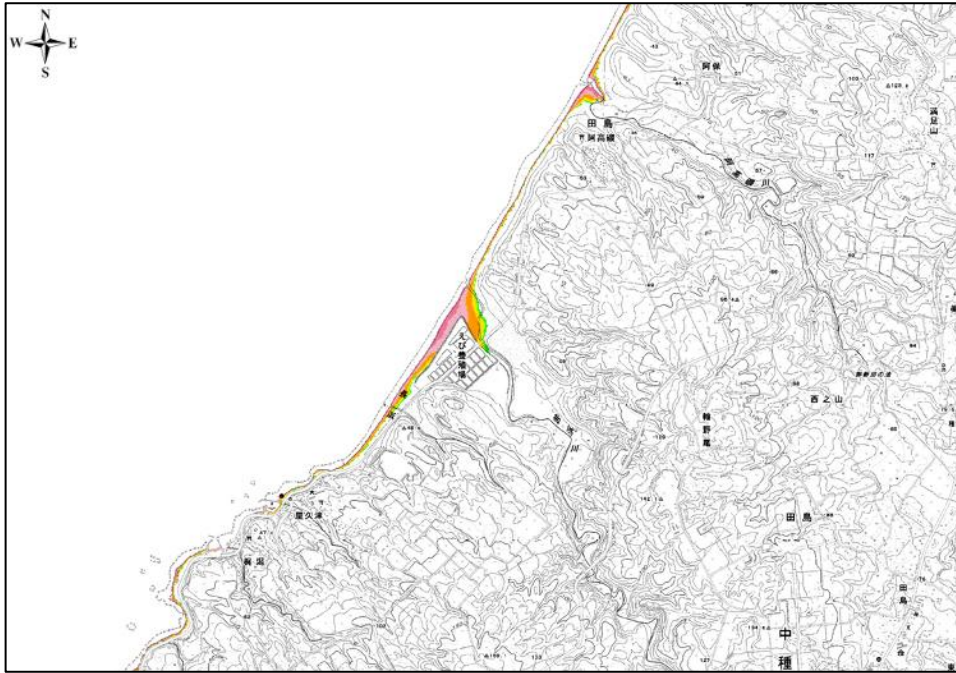
※堤防条件：なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

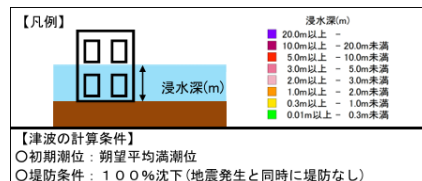
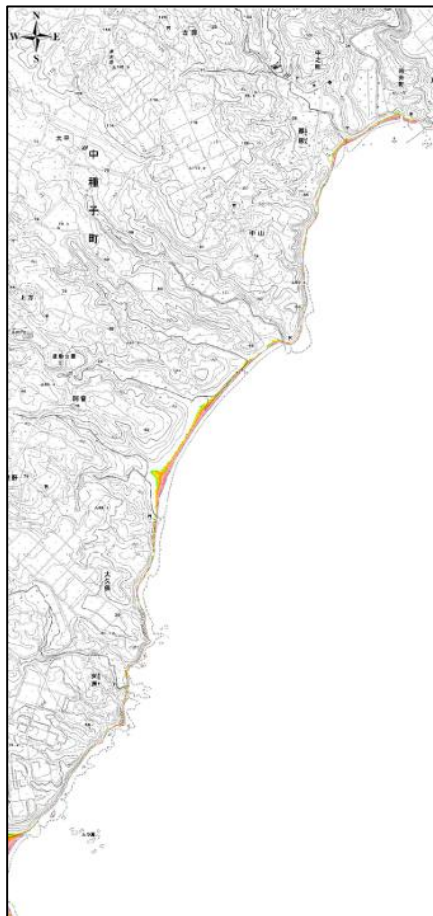
第1編 総則編
第6節 災害の想定

【津波浸水想定区域図（種子島東方沖）（2/3）】

③



④



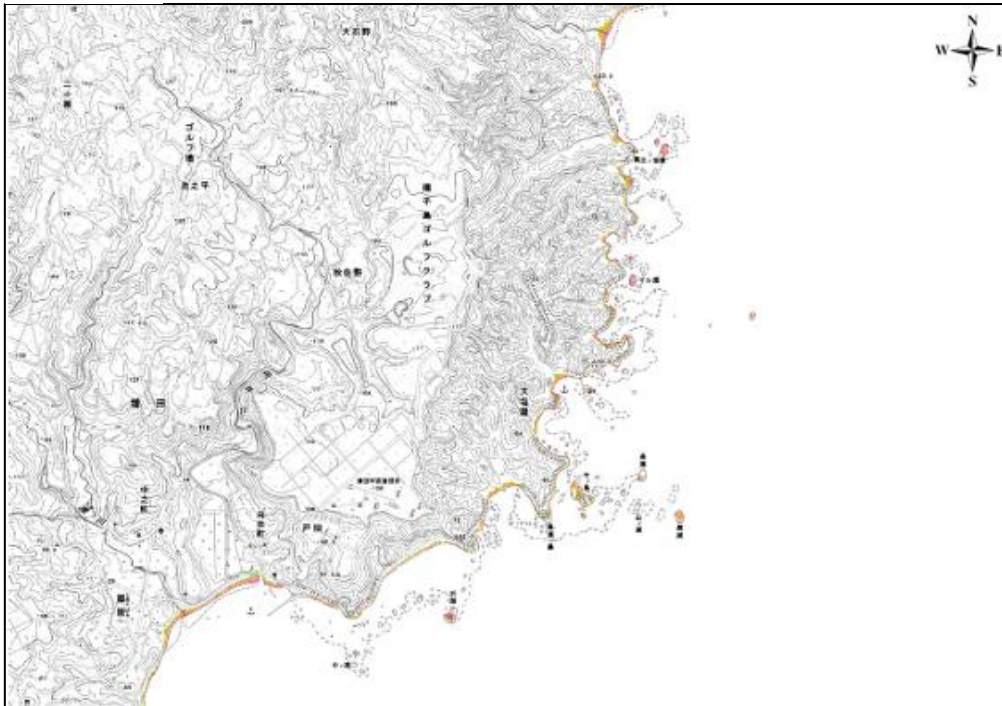
※堤防条件：なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

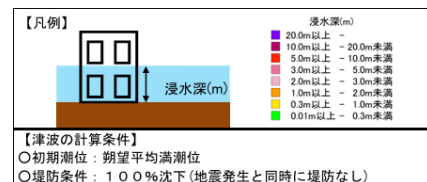
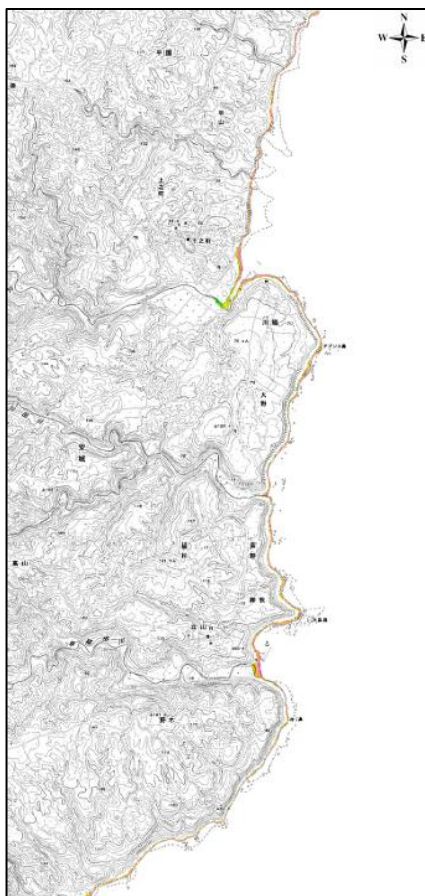
第1編 総則編
第6節 災害の想定

【津波浸水想定区域図（種子島東方沖）（3/3）】

⑤



⑥



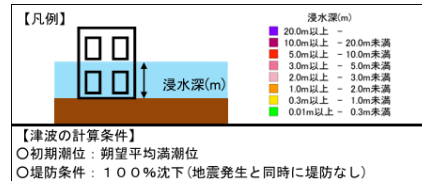
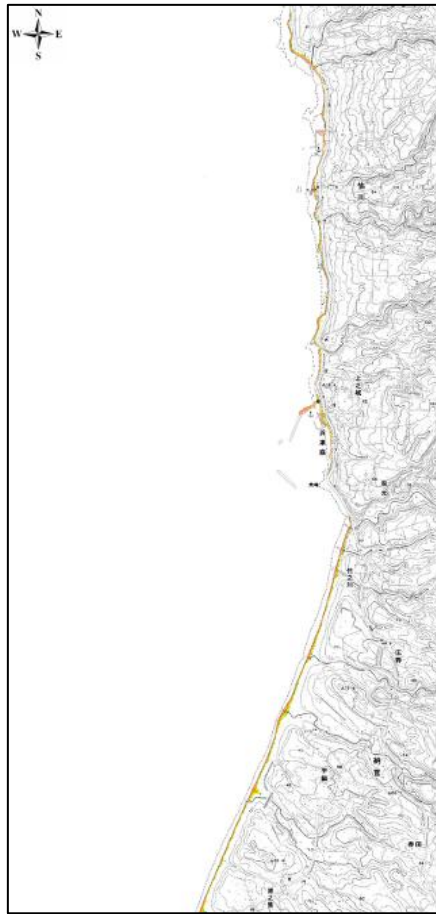
※堤防条件：なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

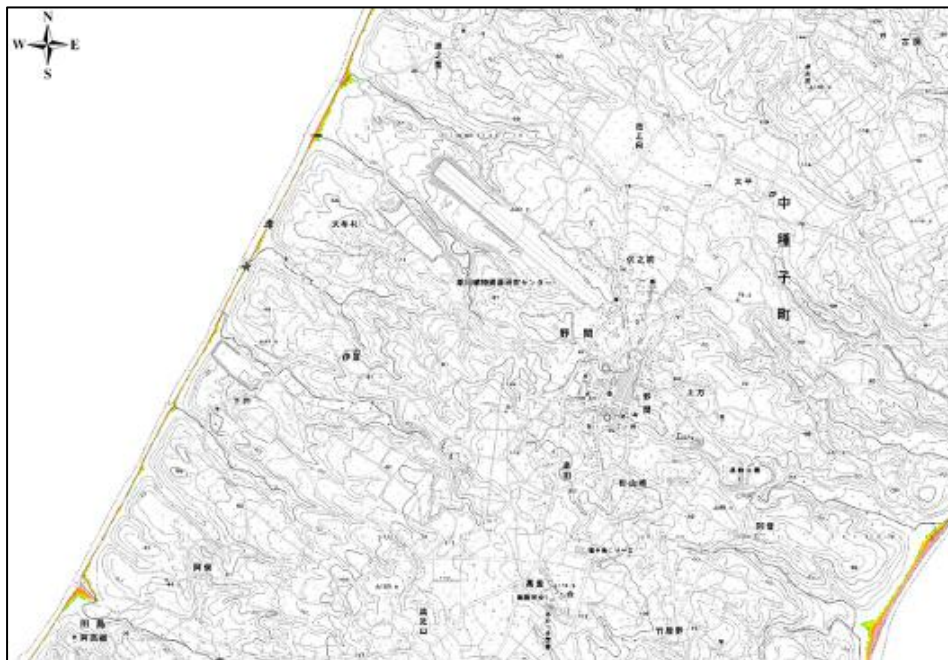
第1編 総則編
第6節 災害の想定

【津波浸水想定区域図（トカラ列島太平洋沖）（1/3）】

①



②



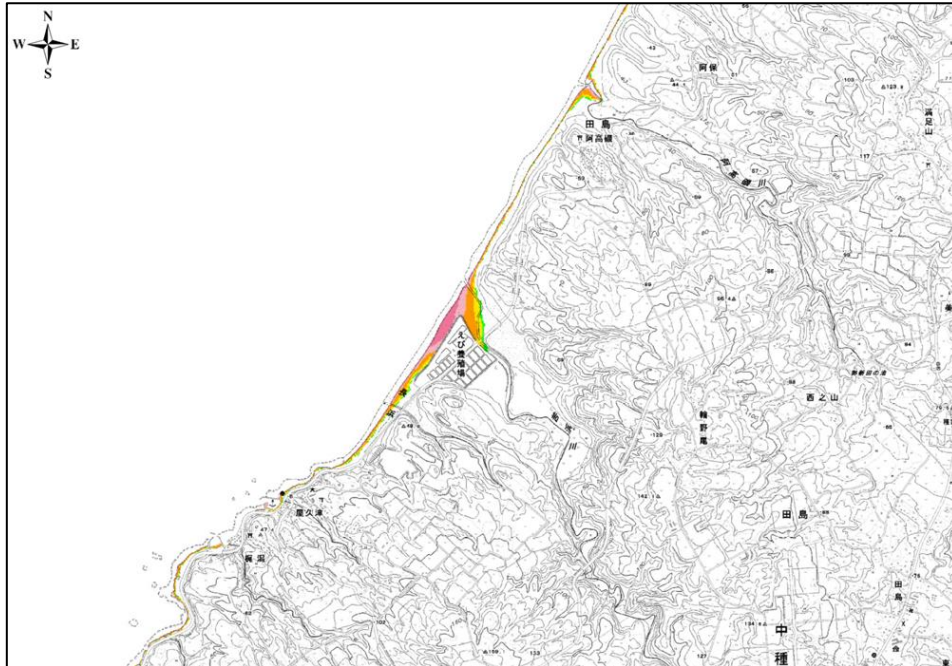
※堤防条件：なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

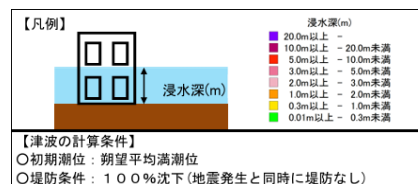
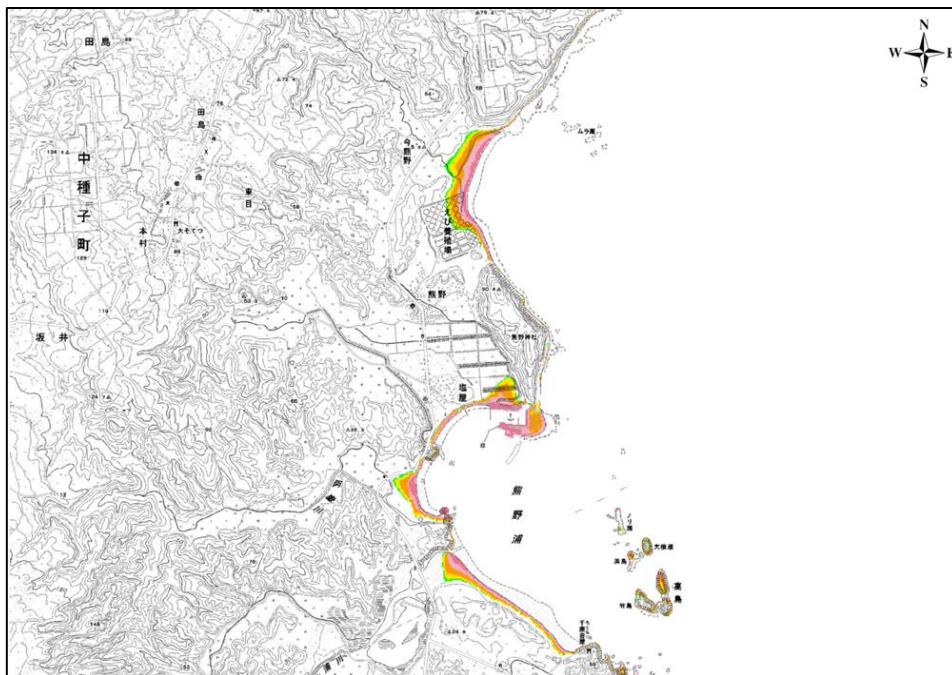
第1編 総則編
第6節 災害の想定

【津波浸水想定区域図（トカラ列島太平洋沖）（2/3）】

③



④



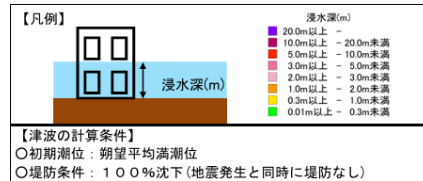
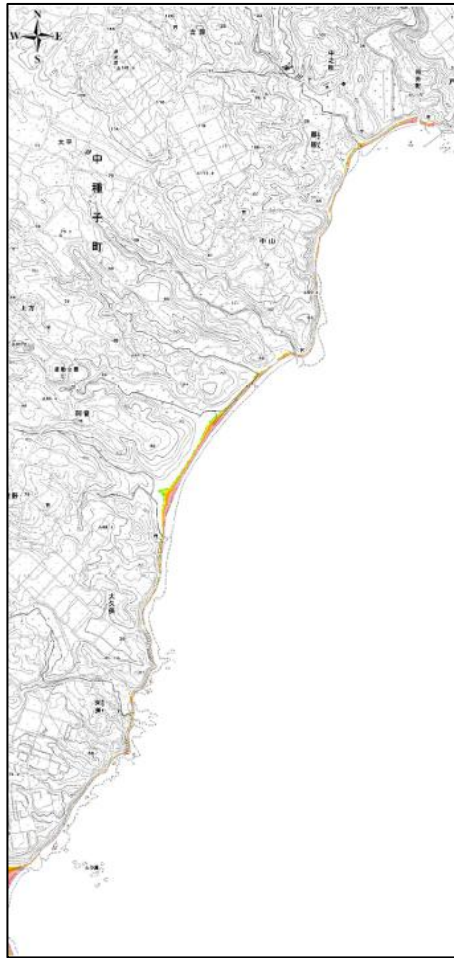
※堤防条件：なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

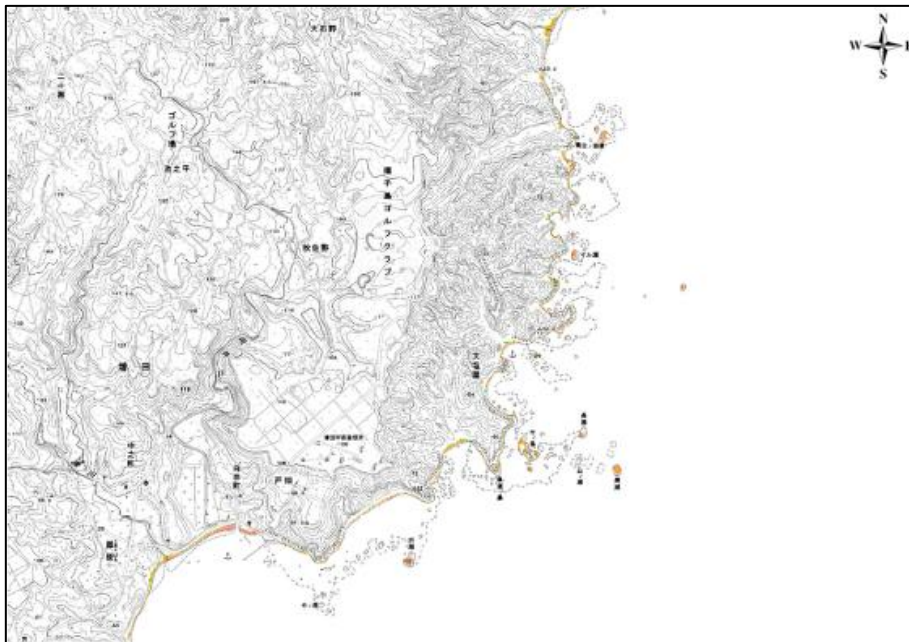
第1編 総則編
第6節 災害の想定

【津波浸水想定区域図（トカラ列島太平洋沖）（3/3）】

⑤



⑥



※堤防条件：なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

県は平成26年9月に「津波防災地域づくりに関する法律」第8条第1項に基づき、「津波浸水想定」を公表した。

このシミュレーションは、「平成24～25年度鹿児島県地震等災害被害予測調査」の津波浸水想定図に基づいており、鹿児島県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される12の地震モデルでの津波のシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、浸水深を示している。

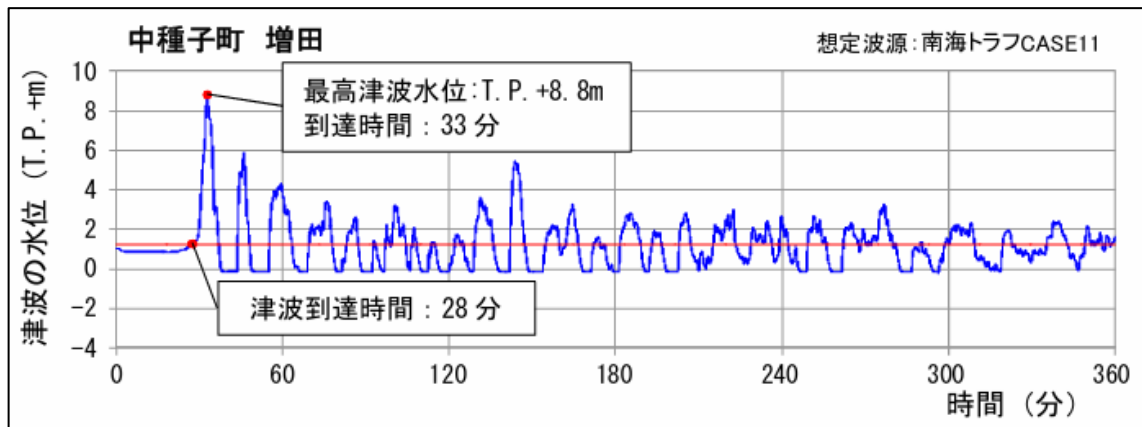
平成26年9月作成の津波浸水想定図は、県内の沿岸区域を209に分割し、沿岸市町村の最高津波の水位及びその地点において、津波の水位が+20cmに達する時間を示している。

この図においても、中種子町域の海岸は6つに区分されている。

「津波浸水想定」において12ケースの津波浸水シミュレーション結果を重ね合わせた結果、中種子町で最大となるのは「南海トラフCASE11」となっている。

そのCASE11において、中種子町増田では津波到達時間が28分、最高津波水位はT.P.+8.8m、最大津波到達時間が33分となっている。

【時刻歴波形】



地震動に関しては、(1)地震動の想定に示した「南海トラフ西側ケース」、「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」の3つのケースによる本町への影響が特に大きいと考えられる。

津波に関しては、上記の通り「南海トラフCASE11」による本町への被害が大きいと想定される。

第1編 総則編
第6節 災害の想定

【津波浸水想定区域図（平成26年9月作成）】

①



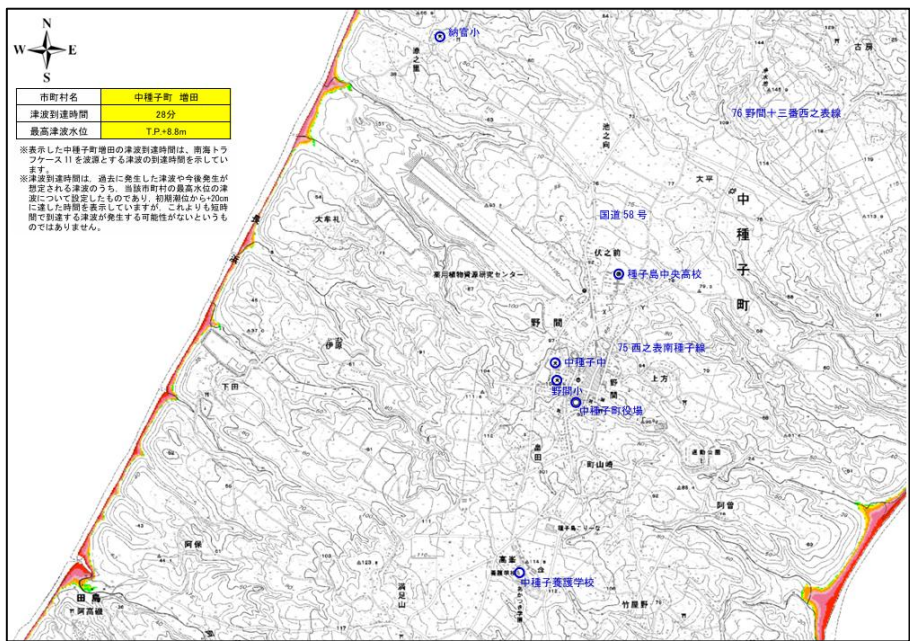
【凡例】

20.0m以上	-
10.0m以上	- 20.0m未満
5.0m以上	- 10.0m未満
3.0m以上	- 5.0m未満
2.0m以上	- 3.0m未満
1.0m以上	- 2.0m未満
0.3m以上	- 1.0m未満
0.01m以上	- 0.3m未満

【津波の計算条件】

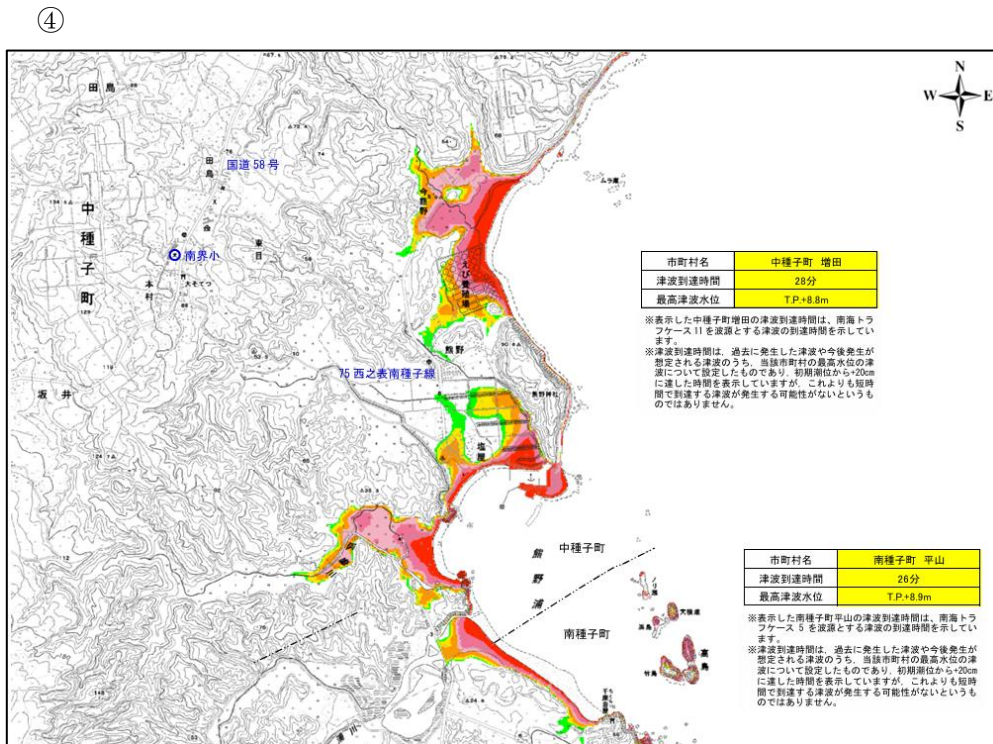
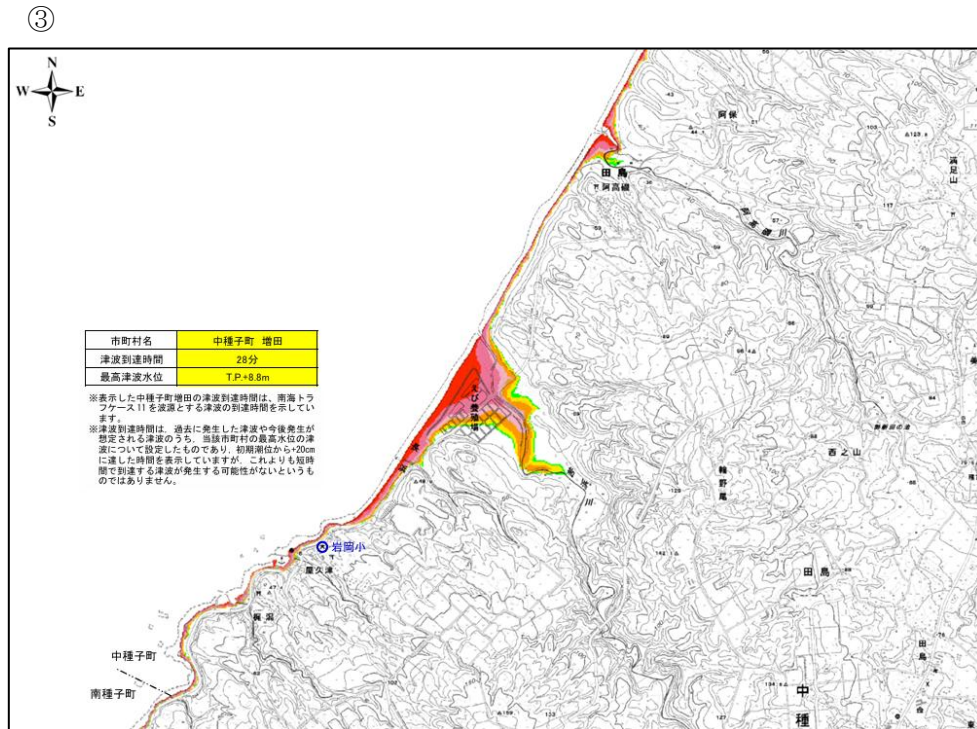
- 初期潮位：朔望平均満潮位
- 堤防条件：100%沈下(地震発生と同時に堤防なし)

②



第1編 総則編
第6節 災害の想定

【津波浸水想定区域図（平成26年9月作成）】



【凡例】

浸水深(m)

- 20.0m以上 -
- 10.0m以上 - 20.0m未満
- 5.0m以上 - 10.0m未満
- 3.0m以上 - 5.0m未満
- 2.0m以上 - 3.0m未満
- 1.0m以上 - 2.0m未満
- 0.3m以上 - 1.0m未満
- 0.01m以上 - 0.3m未満

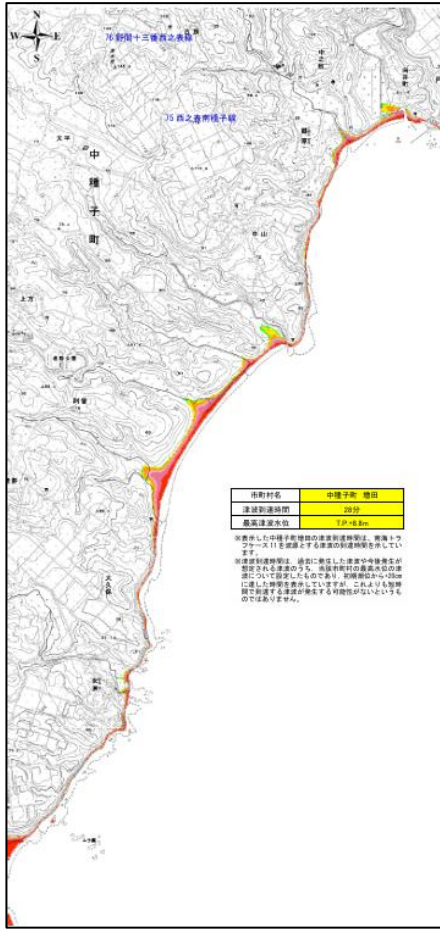
【津波の計算条件】

- 初期潮位：朔望平均満潮位
- 堤防条件：100%沈下(地震発生と同時に堤防なし)

第1編 総則編
第6節 災害の想定

【津波浸水想定区域図（平成26年9月作成）】

⑤

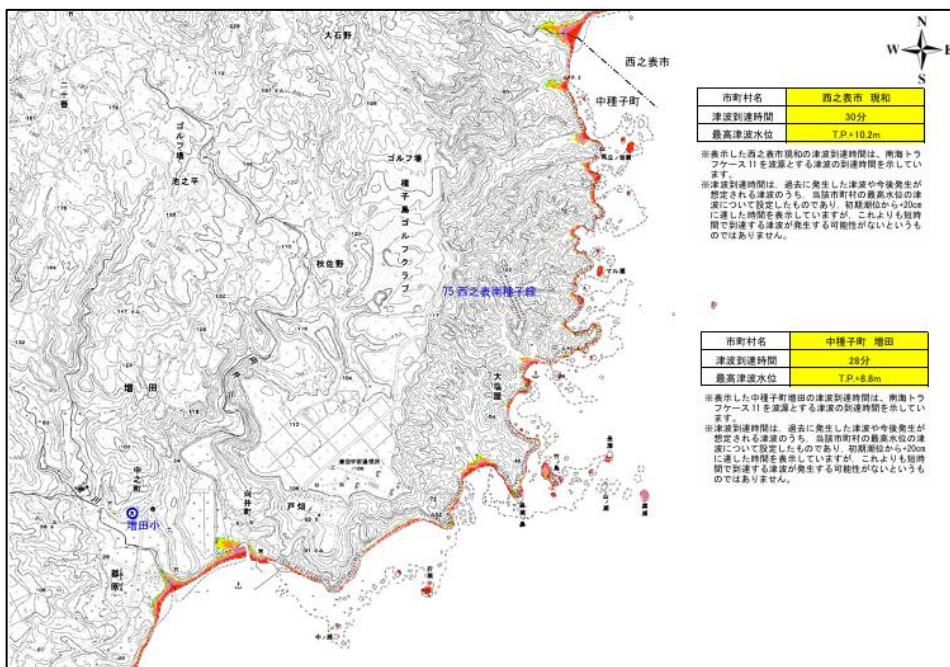


【凡例】

浸水深(m)	20.0m以上	-	20.0m未満
	10.0m以上	-	10.0m未満
	5.0m以上	-	5.0m未満
	3.0m以上	-	3.0m未満
	2.0m以上	-	2.0m未満
	1.0m以上	-	1.0m未満
	0.3m以上	-	0.3m未満
	0.01m以上	-	0.3m未満

【津波の計算条件】
○初期潮位：朔望平均満潮位
○堤防条件：100%沈下(地震発生と同時に堤防なし)

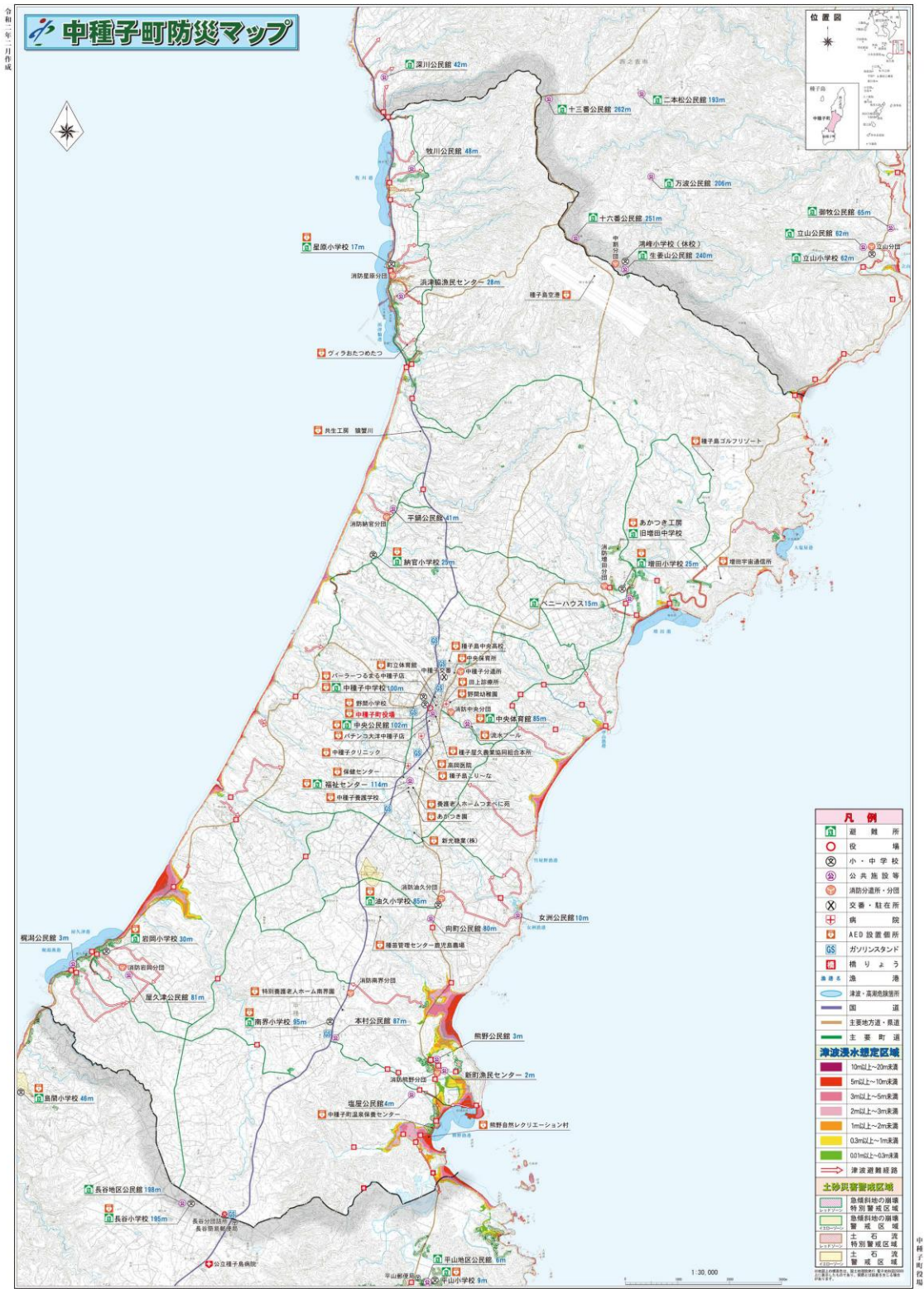
⑥



第1編 総則編
第6節 災害の想定

【津波防災マップ】

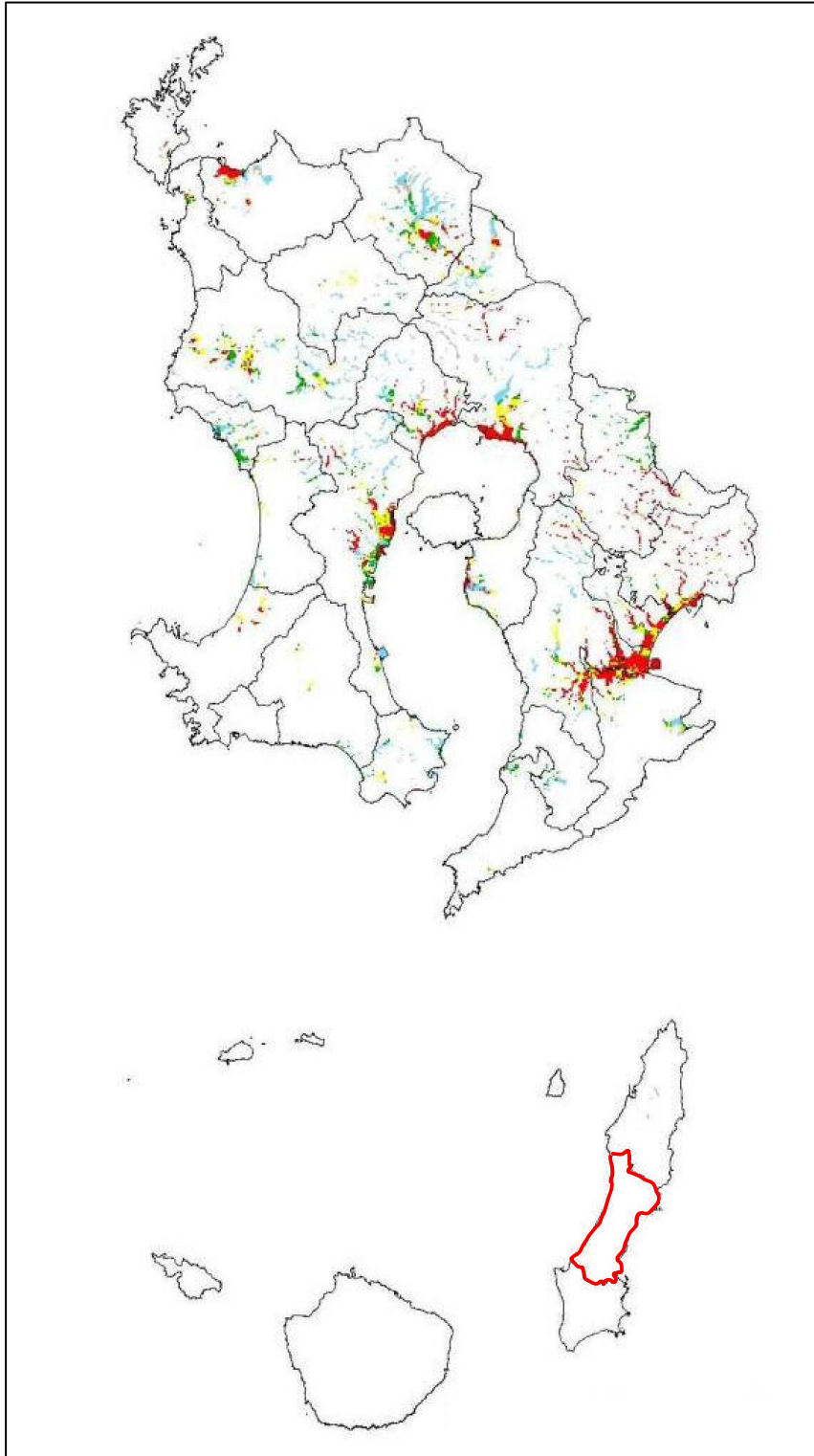
本町は、令和2年2月に「中種子町防災マップ」を作成している。



(3) 液状化危険度の想定

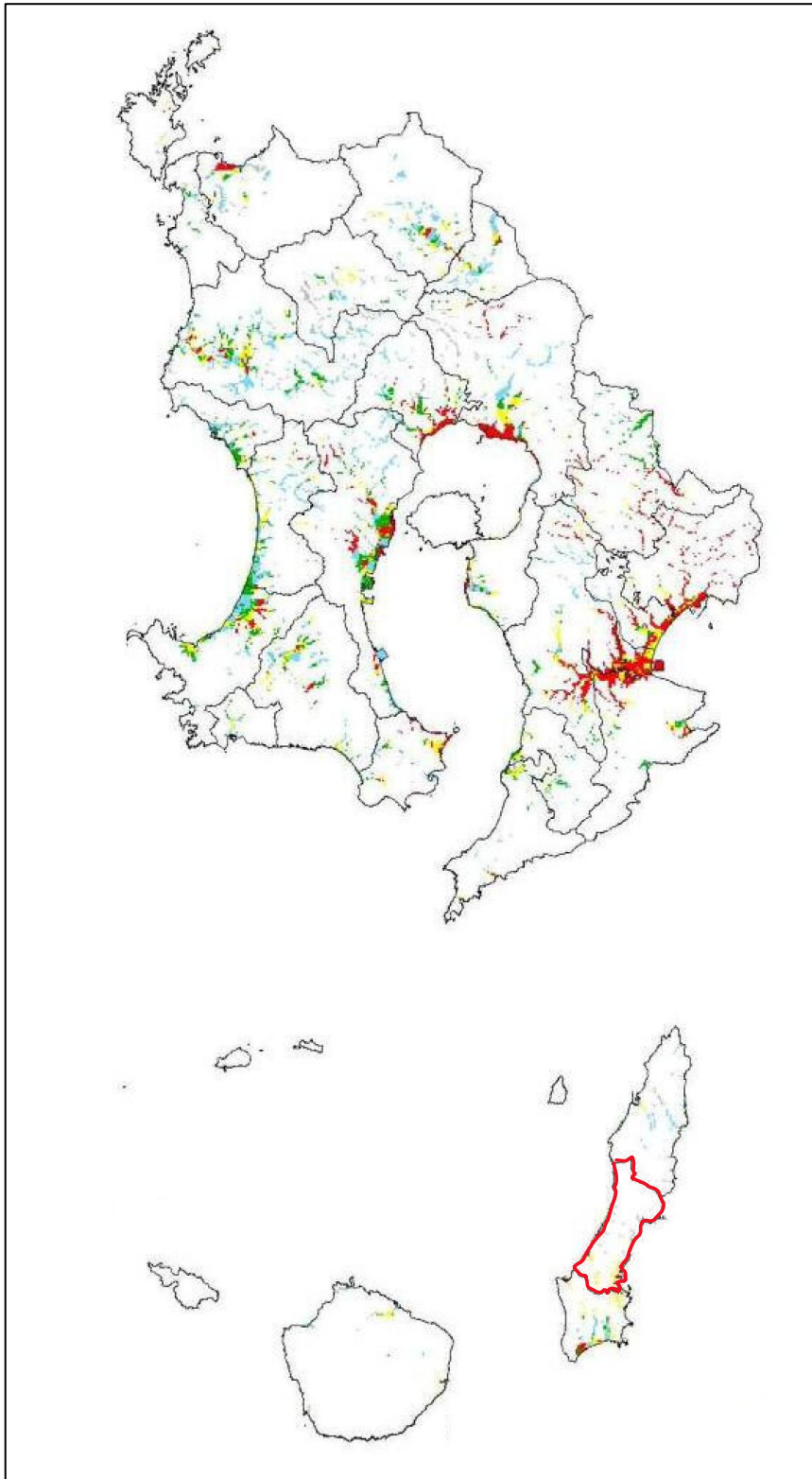
「平成 24～25 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、中種子町は「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」において町の北部にある海岸線沿いに、液状化可能性「大」の区域がある。

【液状化危険度分布図（南海トラフ西側ケース）】



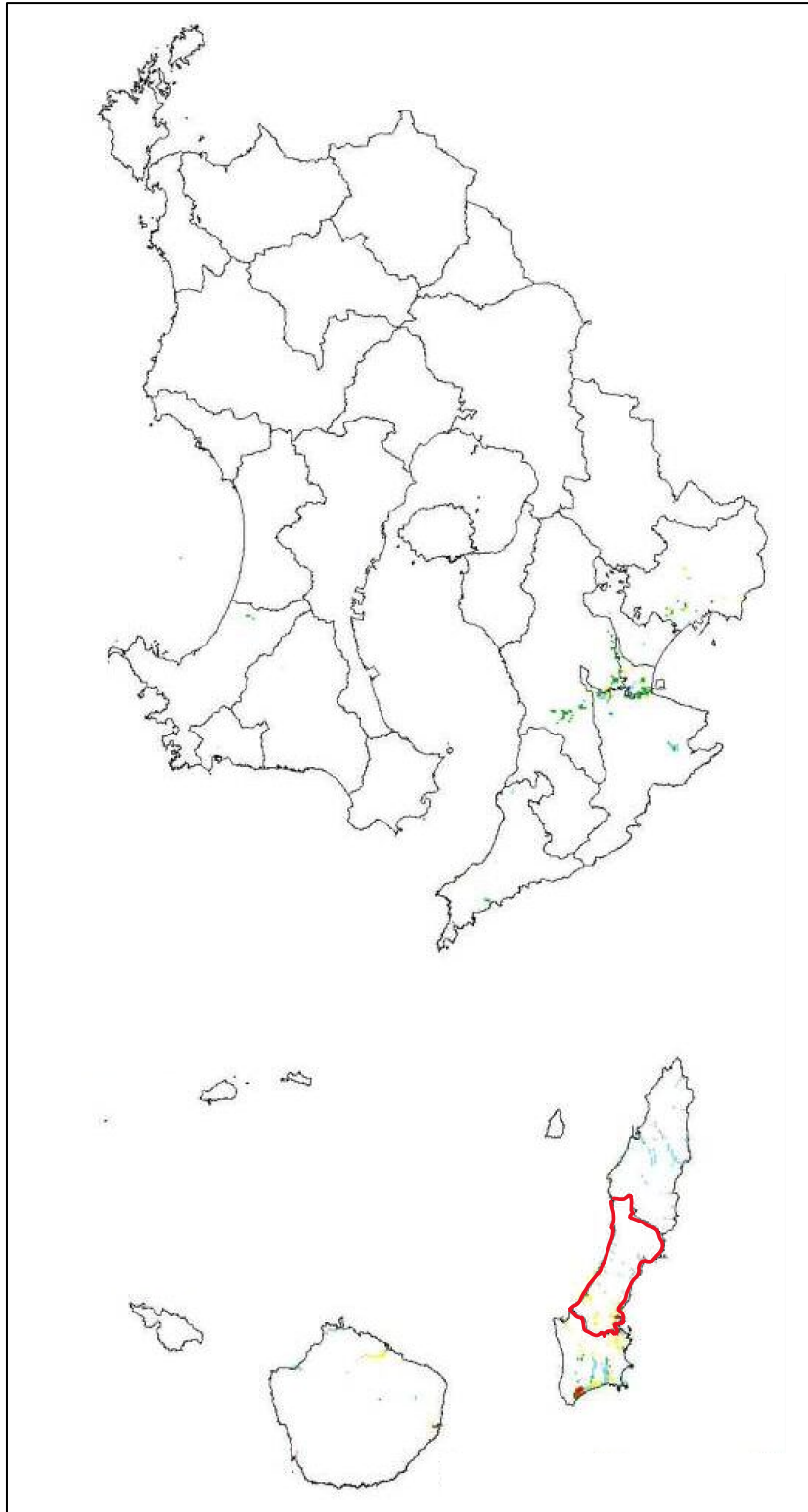
資料：平成 24～25 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

【液状化危険度分布図（種子島東方沖）】



資料：平成 24～25 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

【液状化危険度分布図（トカラ列島太平洋沖）】

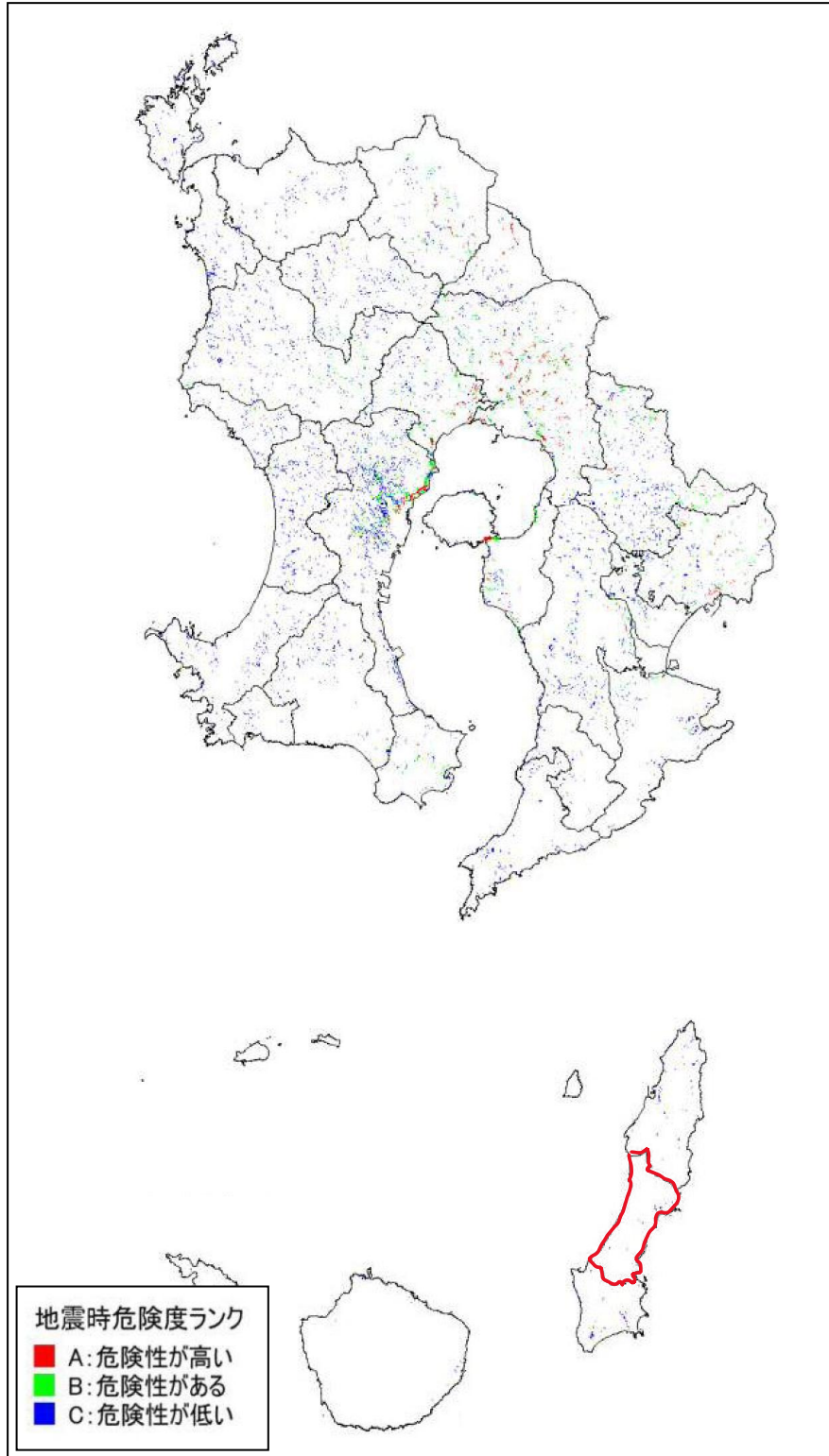


資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

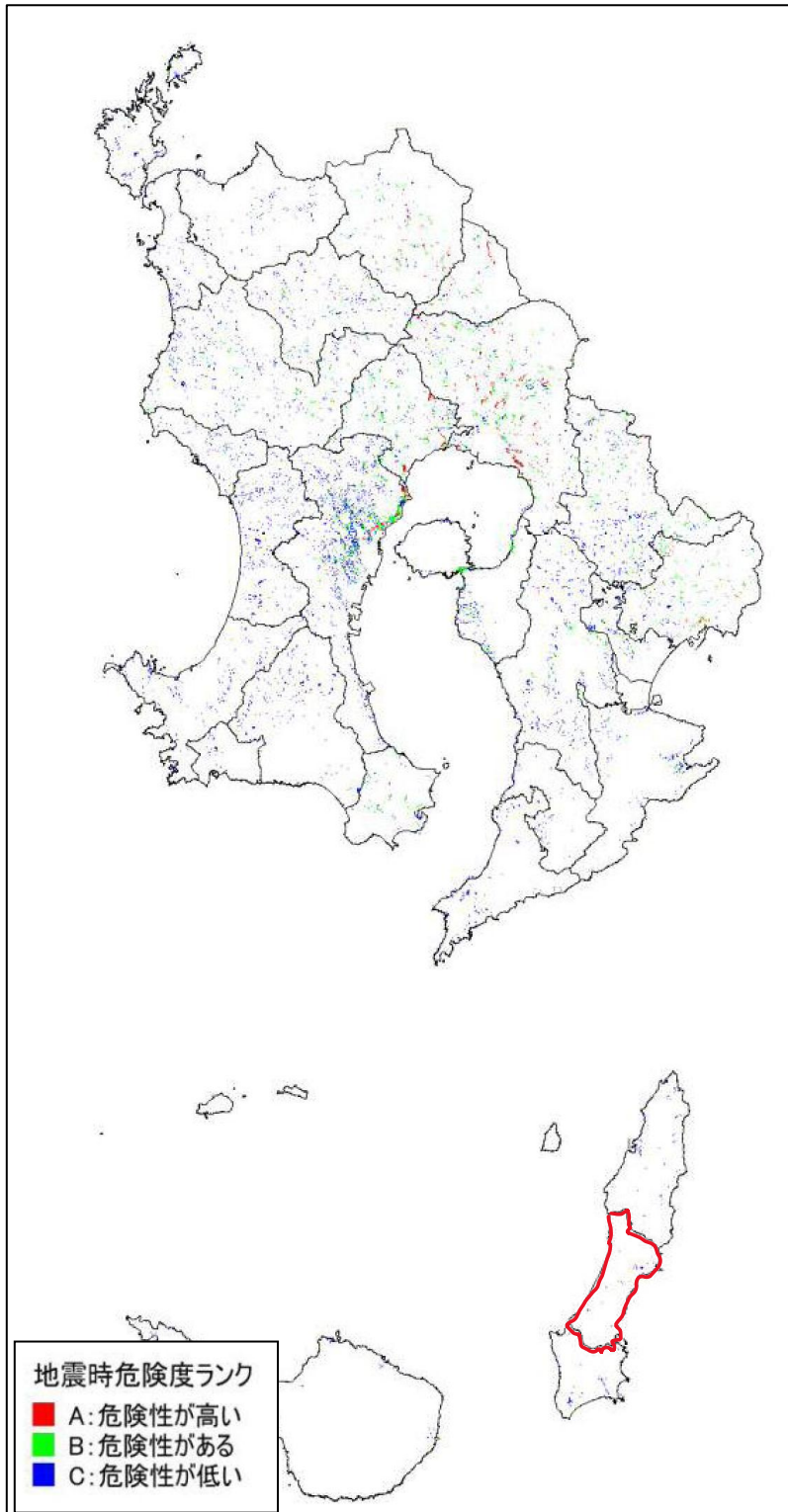
(4) 斜面崩壊危険度の想定

「平成 24～25 年度 鹿児島県地震等被害予測調査」では、中種子町は東部や内陸部に「危険性がある」地域がある。

【斜面崩壊危険度分布図（南海トラフ西側ケース）】

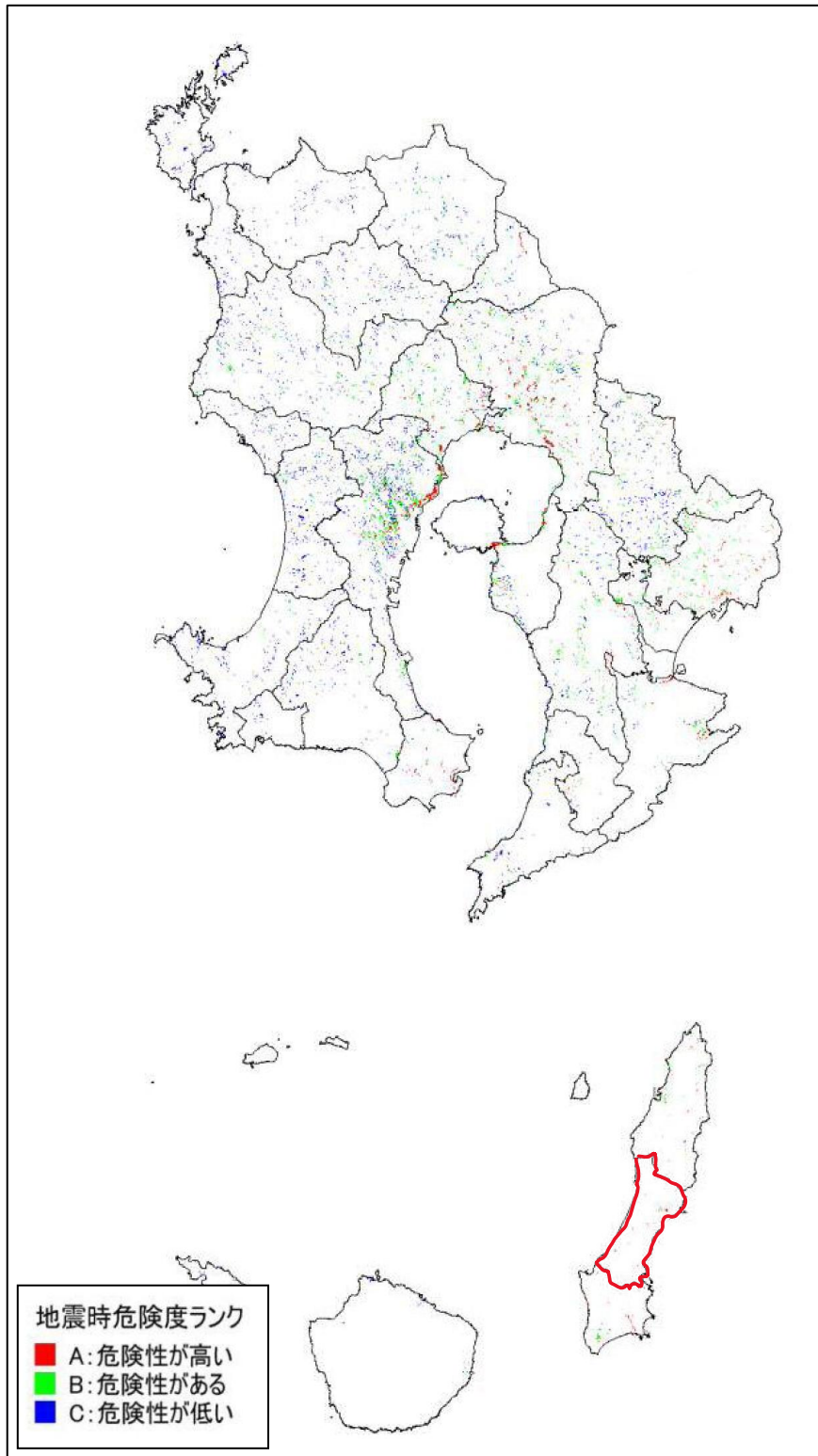


資料：平成 24～25 年度鹿児島県地震等災害被害予測調査
斜面崩壊危険度分布図（種子島東方沖）



資料：平成 24～25 年度鹿児島県地震等災害被害予測調査

【斜面崩壊危険度分布図（トカラ列島太平洋沖）】



資料：平成 24～25 年度鹿児島県地震等災害被害予測調査

第4 被害の想定

1 被害想定的前提条件

- ・ 季節,時刻が異なり想定される被害が異なる3種類のシーンを設定。
- ・ 風速は,各市町村の最寄りの観測所における最大風速を設定。
- ・ 避難行動は,「迅速避難」,「早期避難率高+呼びかけ」,「早期避難率高」,「早期避難率低」の4パターンを設定。

設定するシーンは以下のとおり。

季節・時刻	想定される被害の特徴
冬・深夜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くが自宅で就寝中に被災するため,家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く,また,津波からの避難が遅れることにもなる。 ・ 道路の利用者が少ない
夏・昼12時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多数の滞留者が集中しており,自宅外で被災するが多い。 ・ 木造建物内滞留人口は,1日の中で少ない時間帯であり,老朽木造住宅の倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。
冬・夕18時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅,飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で,出火件数が最も多くなる。

※ 想定地震については,中種子町が被災する最大の被害ケースを採用した。

※ 被害想定 of 注釈について

次項から示す被害の想定は,県が実施し公表している,「平成26年度鹿児島県地震等災害被害予測調査」の内容に基づき整理している。

各項目に共通の注釈を以下に示す。

- ・ - : わずか
- ・ 被害想定の数値は概数であるため,ある程度幅をもって見る必要がある。
また,四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。
- ・ 堤防条件は,堤防あり(ただし,津波が堤防を越流すると当該堤防は破堤する)とする。
また,地震動により堤防が機能しなくなる場合の増分「堤防の機能不全による増分」を参考として示す

2 被害想定概要

(1) 全壊, 焼失棟数

想定最大ケース		液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計	(参考) 堤防の機能不全による増分
想定地震等	季節・時刻							
⑧種子島 東方沖	冬 18 時	40	210	-	20	-	280	-

(2) 半壊棟数

想定最大ケース		液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	合計	(参考) 堤防の機能不全による増分
想定地震等	季節・時刻						
⑧種子島 東方沖	冬 18 時	130	1,000	10	20	1,200	-

3 屋外転倒, 落下物の発生

(1) ブロック塀等倒壊件数

被災ケース			塀件数			倒壊件数		
想定地震	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計
⑧種子島 東方沖	670	150	150	960	150	90	30	280

(2) 自動販売機転倒台数

想定被災ケース	自動販売機台数	自動販売機転倒台数
想定地震		
⑧種子島東方沖	350	-

(3) 屋外落下物が生じる建物棟数

想定被災ケース	屋外落下物が想定される建物棟数	屋外落下物が生じる建物棟数
想定地震		
⑧種子島東方沖	220	60

4 人的被害想定

(1) 死者数

最大被災ケース		建物倒壊	(うち屋内収容物移動・転倒(屋内転倒物), 屋内落下物)	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機等の転倒, 屋外落下物	合計	(参考) 堤防の機能不全による
想定地震等	季節・時刻								
⑦南海トラフ	冬深夜	0	0	0	30	0	0	30	0

(2) 負傷者数

最大被災ケース		建物倒壊	(うち屋内収容物移動・転倒(屋内転倒物), 屋内落下物)	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機等の転倒, 屋外落下物	合計	(参考) 堤防の機能不全による
想定地震等	季節・時刻								
⑦南海トラフ	冬深夜	0	0	0	30	0	0	30	0

(3) 重症者数

最大被災ケース		建物倒壊	(屋内収容物移動・転倒(屋内転倒物), 屋内落下物)	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機等の転倒, 屋外落下物	合計	(参考) 堤防の機能不全による
想定地震等	季節・時刻								
⑦南海トラフ	冬深夜	90	-	-	-	-	-	90	-

第1編 総則編
第6節 災害の想定

(4) 建物被害に伴う要救助者数（自力脱出困難者）

被災ケース		揺れによる建物被害に伴う要救助者数
想定地震	季節・時刻	
⑧種子島東方沖	冬深夜	20

(5) 最大被災ケースの津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数

被災ケース		要救助者	要捜索者
想定地震等	季節・時刻		
⑦南海トラフ	冬深夜	0	50

(6) 南海トラフ地震を除く地震等における津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数

被災ケース		要救助者	要捜索者
想定地震等	季節・時刻		
⑧種子島東方沖	冬深夜	0	10

5 ライフライン施設の被害想定

(1) 上水道被害（断水人口）

被災ケース		給水人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
想定地震	季節・時刻		断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
⑧種子島東方沖	冬18時	8,600	6,600	77	6,300	73	4,200	49	640	7

(2) 電力被害（停電軒数）

被災ケース		電灯軒数 (軒)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
想定地震	季節・時刻		停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
⑦南海トラフ	冬18時	6,700	80	1	80	1	80	1	80	1

第1編 総則編
第6節 災害の想定

(3) 通信被害（固定電話不通回線数）

被災ケース		電灯軒数 (軒)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
想定地震	季節・時刻		停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
⑦南海トラフ	冬18時	4,200	100	2	50	1	50	1	50	1

(4) 通信障害（携帯電話不通ランク）

被災ケース		被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
想定地震	季節・時刻	停波基地局率 (%)	不通ランク	停波基地局率 (%)	不通ランク	停波基地局率 (%)	不通ランク	停波基地局率 (%)	不通ランク
⑦南海トラフ	冬18時	4	-	2	-	2	-	2	-

※ 携帯電話不通ランク A：非常につながりにくい, B：つながりにくい, C：ややつながりにくい

※ 回線が物理的に繋がっているかを評価しているため, 輻輳の影響は考慮しない。

(5) ガス被害（供給停止戸数）

被災ケース		復旧対象需要家数 (戸)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
想定地震	季節・時刻		供給停止戸数 (戸)	供給停止率 (%)	供給停止戸数 (戸)	供給停止率 (%)	供給停止戸数 (戸)	供給停止率 (%)	供給停止戸数 (戸)	供給停止率 (%)
		/	/	/	/	/	/	/	/	/

※ 供給停止率は全半壊焼失した需要家を除いた各市町村の需要家数（復旧対象家数）に占める供給停止戸数の割合とした。

6 交通施設被害

(1) 道路施設被害箇所

被災ケース	津波浸水域	津波浸水域外	合計
⑧種子島東方沖	10	630	640

※ 高速道路・一般道路における被害箇所数の合計

(2) 港湾・漁湾係留施設被害箇所数

被災ケース	岸壁		その他係留施設	
想定地震	岸壁数	被害箇所数	その他係留施設数	被害箇所数
⑧種子島東方沖	-	-	30	20

第1編 総則編
第6節 災害の想定

(3) 被災防波堤延長

最大被災ケース	防波堤延長 (m)	被災防波堤延長 (m)
想定地震等		
⑦南海トラフ	186,000	11,000

(4) 被災ケースごとの空港被害想定

被災ケース	被害想定	種子島空港
想定地震		
①鹿児島湾直下	浸水範囲	浸水なし
	深度 (最大)	3以下
	液状化可能性	対象層なし
	空港機能支障	支障なし
②県西部直下	浸水範囲	浸水なし
	深度 (最大)	3以下
	液状化可能性	対象層なし
	空港機能支障	支障なし
③甬島列島東方沖	浸水範囲	浸水なし
	深度 (最大)	3以下
	液状化可能性	対象層なし
	空港機能支障	支障なし
④県北西部直下	浸水範囲	浸水なし
	深度 (最大)	3以下
	液状化可能性	対象層なし
	空港機能支障	支障なし
⑤熊本県南部	浸水範囲	浸水なし
	深度 (最大)	3以下
	液状化可能性	対象層なし
	空港機能支障	支障なし
⑥県北部直下	浸水範囲	浸水なし
	深度 (最大)	3以下
	液状化可能性	対象層なし
	空港機能支障	支障なし
⑦南海トラフ (地震動：基本ケース, 津波：CASE5)	浸水範囲	浸水なし
	深度 (最大)	4
	液状化可能性	対象層なし
	空港機能支障	支障なし
⑦南海トラフ (地震動：東側ケース, 津波：CASE5)	浸水範囲	浸水なし
	深度 (最大)	4
	液状化可能性	対象層なし
	空港機能支障	支障なし
⑦南海トラフ	浸水範囲	浸水なし

第1編 総則編
第6節 災害の想定

被災ケース 想定地震	被害想定	種子島空港
(地震動：西側ケース, 津波：CASE5)	深度(最大)	4
	液状化可能性	対象層なし
	空港機能支障	支障なし
⑦南海トラフ (地震動：陸側ケース, 津波：CASE5)	浸水範囲	浸水なし
	深度(最大)	4
	液状化可能性	対象層なし
	空港機能支障	支障なし
⑦南海トラフ (地震動：基本ケース, 津波：CASE11)	浸水範囲	浸水なし
	深度(最大)	4
	液状化可能性	対象層なし
	空港機能支障	支障なし
⑦南海トラフ (地震動：東側ケース, 津波：CASE11)	浸水範囲	浸水なし
	深度(最大)	4
	液状化可能性	対象層なし
	空港機能支障	支障なし
⑦南海トラフ (地震動：西側ケース, 津波：CASE11)	浸水範囲	浸水なし
	深度(最大)	4
	液状化可能性	対象層なし
	空港機能支障	支障なし
⑦南海トラフ (地震動：陸側ケース, 津波：CASE11)	浸水範囲	浸水なし
	深度(最大)	4
	液状化可能性	対象層なし
	空港機能支障	支障なし
⑧種子島東方沖	浸水範囲	浸水なし
	深度(最大)	6弱
	液状化可能性	対象層なし
	空港機能支障	支障なし
⑨トカラ列島太平洋沖	浸水範囲	浸水なし
	深度(最大)	5強
	液状化可能性	対象層なし
	空港機能支障	支障なし
⑩奄美郡島太平洋沖(北部)	浸水範囲	浸水なし
	深度(最大)	3以下
	液状化可能性	対象層なし
	空港機能支障	支障なし
⑪奄美郡島太平洋沖(南部)	浸水範囲	浸水なし
	深度(最大)	3以下
	液状化可能性	対象層なし
	空港機能支障	支障なし

7 生活支障の被害想定

(1) 避難者数（最大風速）

被災ケース		被災直後			被災1日後			被災1週間後		
想定地震	季節・時刻	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
⑧種子島東方沖	夏12時	490	300	190	1,500	770	740	1,000	310	720

(2) 帰宅困難者の想定

外出者（就業者）数（人）	帰宅困難者数（人）
3,100	240

(3) 物資需要量（最大風速）

被災ケース		被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
想定地震	季節・時刻	食料（食）	飲料水（L）	毛布（枚）	食料（食）	飲料水（L）	毛布（枚）	食料（食）	飲料水（L）	毛布（枚）
⑧種子島東方沖	夏12時	1,100	18,800	600	2,800	12,600	1,500	1,100	1,900	620

8 災害廃棄物等の想定

(1) 災害廃棄物発生量（最大風速）

エリア	被災ケース		災害廃棄物（万トン）			災害廃棄物（万m ³ ）		
	想定地震等	季節・時刻	災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
中種子町	⑦南海トラフ	冬18時	-	10～20	10～20	-	10～10	10～10

9 その他の想定

(1) エレベーター閉じ込め者数

被災ケース		閉じ込めにつながるエレベーター停止建物棟数(棟)			閉じ込めにつながるエレベーター停止台数(台)			エレベーター閉じ込め者数(人)		
想定地震	季節・時刻	事務所	住宅	合計	事務所	住宅	合計	事務所	住宅	合計
⑧種子島東方沖	夏12時	-	0	-	-	0	-	-	0	-

(2) 孤立する可能性のある集落数

被災ケース	農業集落		漁業集落	
想定地震等	孤立に至る条件に該当する集落数	孤立する可能性のある集落数	孤立に至る条件に該当する集落数	孤立する可能性のある集落数
	0	/	1	0

※ 全ての被災ケースにおいて被災防波堤延長が「0」の場合は、最大被災ケースを空欄とした。

10 被害額の想定

(1) 資産等の被害額(最大風速)

被災ケース		建物	資産	ライフライン				
想定地震	季節・時刻			上水道	下水道	電力	通信(電話)	ガス
⑧種子島東方沖	冬18時	170	50	-	0	-	-	0

交通				土地	災害廃棄物	合計
道路	鉄道	港湾・漁港	その他公共土木施設			
10	0	80	30	-	20	350

第7節 地震等防災・減災対策の目標

第1 基本的な考え方

いつどこで発生するかわからない地震や津波による災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備える必要がある。

第2 減災目標

- ・地震の揺れによる死者数（平成25年度想定結果）を、今後10年で50パーセント以上減少させる。
- ・津波による死者数をゼロにする。

第3 取組の方向性

- ・「命を守る」（人的被害の抑止）、「暮らしを守る」（生活の確保）、「地域を守る」（経済被害等の軽減）の3つの柱を基本目標とした必要な対策を実施する。
- ・多くの死者を発生させると考えられる建物倒壊、津波対策に重点的に取り組む。
- ・巨大な津波に対しては、「命を守る」ことを第一に、住民の避難を軸としたハード対策とソフト対策を組み合わせる。
- ・離島という本町の地域特性のほか、過疎・高齢化の進展などの社会的状況も考慮した対策に取り組む。
- ・町、県、関係機関、住民等が一体となって取り組む。

